

第十六回 参議院大蔵委員会會議録第二十五号

昭和二十八年七月二十四日(金曜日)午
前十一時二十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君
理事 西川甚五郎君
小林 政夫君
菊川 孝夫君
森下 政一君

委員

青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
木内 四郎君
藤野 繁雄君
山本 米治君
土田 太郎君
前田 久吉君
三木 興吉郎君
野澤 勝君
堀木 謙三君
平林 太一君

政府委員

日本専売公 今泉 兼寛君
社監理官
大蔵省主計 白石 正雄君
局法規課長
大蔵省主税局長 渡辺喜久造君
大蔵省主税 北島 武雄君
局税関部長
国税庁長官 平田敬一郎君
通商産業省 徳永 久次君
織維局長
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員
常任委員 小田 正義君
会専門員

説明員

大蔵省理財 藤田 茂君
局国庫課長
日本国債 高井 軍一君
道経理局長
日本電信 秋草 篤二君
公社経理局長

本日の会議に付した事件

○小委員長の報告
○がん具の物品税免税引上げに關する請願(第一〇〇号)
○物品税法中に付用セツトを包含する等の請願(第一〇一號)

○商工組合中央金庫資金源確保に關する請願(第一〇二號)
○旧海軍文官の退職費中未払額支払促進に關する請願(第一四〇四號)

○国有機械、器具交換抵下げの長期年賦償還に關する請願(第一四一一號)
○国家買収に係る土地、家屋移転補償料に対する免税の請願(第一五三二號)

○旧軍港市の国有財産処理等に關する請願(第一六四七號)
○転換旧軍用施設の一時期使用料を不償還に關する請願(第一六四八號)

○所得税、総所得額の決定に關する陳情(第五五號)
○商工組合中央金庫に対する政府指定預託金償還延期等の陳情(第二七五號)

○長崎税關支署の昇格に關する陳情(第一九六號)
○P・X向け写真機の輸出免税手續に關する陳情(第二〇七號)

○塩業組合法(内閣提出、衆議院送付)
○鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関稅定率法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(大矢半次郎君) これより第二十四回の大蔵委員会を開会いたします。

先ず請願及び陳情に關する小委員長より小委員会の経過及び結果について報告を聴取いたします。

○西川甚五郎君 請願及び陳情につきまして、小委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

一昨日第一回の小委員会を開きまして紹介議員より趣旨の説明を受け、各委員の意見及び政府の見解を十分に聴取いたしました。慎重に審議をいたしましたのであります。その結果は次の通りであります。

請願第百号は幼童の必需品たる玩具の物品税の免税点を引上げられたいとの趣旨であり、請願第百一號は、物品税化粧用具のうち化粧用セツトの項目を新たに設け、免税点を設置せられたいとの趣旨であり、請願第百二十九號は、商工組合中央金庫資金源確保のために、格別の措置を講ぜられたいとの趣旨で

あり、請願第百四十四號は旧海軍文官の退職費とが連合軍最高司令官の指令により停止されているが、講和条約成立の今日その未払額を速かに支払われたいとの趣旨であり、請願第百四十一號は国有財産特別措置法による国有機械器具交換、抵下げ代金を中小企業の金融難の今日、長期年賦償還の便法を講ぜられたいとの趣旨であり、請願第千五百三十二號は河川の改修のごとき公共の利益のため自己を減し国家買収を受諾した土地家屋移転補償料に對して課税することは条理上不当であるから免税せられたいとの趣旨であり、請願第千六百四十七號は旧軍港市が旧軍港市転換法により産業港灣都市建設に努力しているが、なお国有財産処理に關し売却方針の確立、価格の適正化、貸付料の低減等を善処せられたいとの趣旨であり、請願第千六百四十八號は同じく旧軍港市の問題で転換旧軍用施設の一時期使用料の据置等について善処せられたいとの趣旨であり、妥當と考へられます。よつて以上請願八件はいずれも採択すべきものと決定いたしました。

陳情第五号は所得税總所得額決定に當り慎重公平を期し、國の一方的措置のみによらず民主的方法を加味する等の措置を講ぜられたいとの趣旨であり、陳情第二十七號は商工組合中央金庫に對する政府指定預託金の償還は、中小企業に重大なる影響を与えるので、この償還を延期し、なお政府資金を大幅に増額せられたいとの趣旨であり、陳

情第百九十六號は長崎税關支署をこの際本國に昇格せられたいとの趣旨であり、陳情第百七十七號はP・X向け写真機の手続を外地向け免税手續と同様簡易化せられ輸出振興の一助とせられたいとの趣旨であり、妥當と考へられます。よつて以上の陳情四件はいずれも採択すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。

○委員長(大矢半次郎君) 只今報告のありました請願及び陳情につきましては、いずれもその報告の通り決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。よつてさうに決定いたしました。

○委員長(大矢半次郎君) 次に塩業組合法案を議題といたしまして質疑を願います。

○政府委員(今泉兼寛君) この前の委員会のときに、小林先生から第六十條の第四項、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌年度に繰越す、こ

う趣旨はどういう趣旨かと、こ

う御質問がありましたのに對し

まして研究いたしました結果をお

います。これはイギリスの協同組合以来の一つの伝統とも言ふべき規定になつておる次第でございます。経営技術の指導とか、或いは教育情報に関する事業は、それが重要な事業であるにもかかわらず、とかく経費の手当その他について他の事業よりも等閑にされがちである。そこで特に繰越金を法によつて強制していると、こういう趣旨でございます。二十分の一とした理由は、これはイギリスのロッチデール組合以来大体この剰余金の四・五％乃至五％の繰越しを義務付けているというのが慣例となつて、さき申しました農業協同組合法にも中小企業組合法にも同じようなやはり二十分の一という率で大体五分を繰越すということを強制している、こういう趣旨でございます。御答弁申上げます。

○藤野繁雄君 資料の、この二十七年輸入塩の輸入国別数量並びに単価表、これは御質問があつたのでございましょうか、あつたのだつたら質問しますが……これによつて見ますと、いうと最高と最低とが非常な差があるのです。それで最高と最低と非常に差があります。この輸入計画及び輸入数量の決定はどういうふうな方法でやられるのかお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(今泉兼寛君) 御承知の通り塩のCIF価格は、その大体七割内外が運賃によつて構成されております。従つて原価はそう違ひなくとも、運賃の高低によつて非常に高い低いが出て参るわけでございますが、中には例外的に台湾等は近海であるにもかかわらずかなり高いほうになつておりますが、これは原価の關係でやはり台湾は相当高い原価に相成つておるとい

ことでございしますが、それ以外の地区は大体この運賃關係がその構成分子になつておりました、相当高低があるわけでございます。従つて、この朝鮮事變當時非常に船腹が不足した時代は、非常にこの運賃の高騰關係から一昨年あたりはCIF価格がトン当り二十ドルというふうな状況もございまして、昨年の年初あたりからだん／＼運賃が下降して参りました、現在は九ドル乃至十ドル内外くらいで輸入がでると、こういう状況になつておりますが、運賃關係がこういうふうな關係でその時その時で非常に違つて参る。従つて相手国によつて、運賃の高低の關係で値段の高低に相当影響を及ぼして参ります。まあそのほかに一つはやはり塩を買つて日本の商品を売るといふ、まあバーター的な見地から多少引合關係でよそよりは若干高値のところであつても、またつて相当輸出のあるようなところからは、やはりまたつた塩を買う、こういう必要も生じて参りますので、そういうふうな關係で必ずしも原価として安いところから買うと、又安いところだけ買うといたしましても、数量がまたまらない、こういう状況もございしますので、相当年間輸入計画を公社としたしましては立てまして、その都度数量を時期的にどういつたふうに入れるかということ、年初以来その購入計画を立てておるわけでございますが、その購入計画も必ずしも相手国の事情そのものによつては、日本の希望する時期に日本の希望する価格ということにはな／＼引合がとれない關係もありますが、大体公社といたしましては輸入業者を大体内定しておりますから、その輸入業

者に命じまして、できるならやはり安い塩を、而も所望の時期に入るようにというわけで、世界各国の塩の輸出市場というものをその輸入業者からの情報を入れて輸入業者等を通じて契約をしておる、こういう次第でございます。従つて必ずしも画一的にこういうふうな高い低いものが出て参るのとはまあ止むを得ない次第でございます。併しながら公社としてはなるべく所望の量は所望の値段で成るべく安く買いたいということ而努力いたしておりますが、結果といたしましては、それから又ここに現われた数字は昨年度の実績でございます。昨年度の始めあたりは相当値段にさういつたふうな運賃關係を中核といたしまして高低がございしたために、さういつた値段の相違が出て来ておる状況でございます。

○藤野繁雄君 二十七年の表によつて見ますと、トン当りの平均が一萬四千五百六十円、それから政府が出されたトン当りの収納價格の算定基礎を調べて見ますと、一萬三千五百四十四円五十銭で、これを査定して一萬三千円で現在塩は収納されておるようであります。二十八年度の輸入塩はトン当り幾らの計算になつて、この内地塩の収納價格とどういふふうな釣合になるか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(今泉兼寛君) 輸入塩と内地塩との關係は全然關係ないと言つては語弊がありますが、内地塩の収納價格は御承知の通り、内地は非常に塩の採取状況から言つて世界的に非常に条件の悪い国柄でございしますので、大体内の塩の價格というものは、生産

者の生産費というものを大体基準といたしまして、業者に若干のやはり利潤は認めなくてはならないので、この生産費を或る程度上廻るところの價格で購入する、こういうことに相成つております。従つた国内塩の購入は外塩が非常に高くなつたから、安く買ったからということには余り拘泥いたしませんで、できた塩はさういつた生産費を基準とした價格で購入する、こういうことに相成つております。そんな關係で、大分日本の国内塩の買収價格は、現在の塩の輸入價格に比べては相当上廻つた額になつております。二十八年度の輸入價格はどういふふうになつておるかというお尋ねであります。これも向うとの引合の關係で、成るべく安い塩を買つてという方針は飽くまで堅持いたしておりますが、だんだん二十七年の当初以来運賃關係が下つて来たために、現在の引合は大體、ところによつては多少違ひますが、大體九ドル内外くらいはCIF價格で入つて来ておる状況でございます。

○藤野繁雄君 製塩業者のほうからは、昭和二十八年の一月にはいろ／＼の製造様式によつて買入れてもらいたという値段の要求が来ておるのであります。例を取つて見ますと真空式では一萬四千五百六十円、蒸氣利用式では一萬五千三百三十八円、平窯式では一萬六千三百四十一円、さういふふうな金で買収してもらいたいという要求があるわけですが、現在の買収價格は一萬三千円である。さうしますと、政府のほうの、公社のほうの調査では、この業者の要求の金額というものが妥当でないとお考えになつて、

一萬三千円に決定したわけであるかどうか、一萬三千円の算定の基礎はいろ／＼と詳細に出ておるようでありましたども、その点お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(今泉兼寛君) 御指摘のようになつた国内の今の價格はトン当り一萬三千円ということになつておりますが、これは大体二十六年の生産実績を調査いたしまして、二十七年の一月にきめた價格でございます。それ以来一年余り現在経つておりますので、業者のほうといたしましてはさういふ一萬三千円という價格は現在の状況においてはさうも安過ぎるのではないかと、もつとこの買収價格を引上げてくれという要望も現在公社に出ております。そして公社といたしましては、今の一萬三千円というのには昭和二十六年の生産状況から勘案いたした金でございます。二十八年年度の買収價格につきましては、目下公社の塩務部のほうで二十七年の実績というものを検討しておりますので、その検討の結果に基づいて現在の一萬三千円が果して適當であるかどうかという結論が出て来ようと思ひます。それによつて或いはこの買収價格の変更の問題も起きるかも知れませんが、従来まで収納したものはさういつたわけで昨年の一月にきめた價格がさう不当じやないという確信の下にはやつておつた次第でございます。その後の状況の変化もございしますが、公社では慎重に検討しております。最近の機会にさういつた二十七年の実績關係に基いた適正な價格は幾らかという結論は出て来ようと思ひます。

○藤野繁雄君 今度のこの法律を制定

して合理化するとしたならば、どのくらいの下げなり生産費の節約ができてお考えであるか、この点お尋ねしたい。

○政府委員(今泉兼寛君) 公社といったしましては本年度を当初といたしまして五カ年計画を立てまして、現在一年間の収納実績、昨年度は四十五万トン程度しか上らなかったわけでございますが、これを五年後に七十万トンくらいにまで増進したいというわけで、いろいろな増進計画を立てておる次第でございますが、それには相当の資金が必要になります。百億内外くらいの資金が必要だと思っております。従つて、その経営の内容においては、相当従来の平糶式を真空式或いは加圧式といった大規模工業に切替えますので、その切替えたのちの単位当りの単価というものは相当低くなつて来ようとは考えますが、相当多額の借入金資金、或いは自己資金等を相当用意しなければなりませんので、そういった金利関係その他から見ますと、差がつてこの一年二年で今の生産費が著しく急激に違つて来るとは考えられません。併し五年後相当これが四十五万トンか七十万トン程度になつて、相当大量生産的になつて来た場合、そうして今の真空式とか加圧式というような大企業経営になつて来た場合のことを考えますと、今からの確にどのくらい下るといふことは申し上げられませんが、相当程度これは生産費が下つて来るのではないかと、こう考える次第でございます。

○藤野繁雄君 現在の全国の塩業者の借入金約三十五億圓にも達しているというふうな話で、この金のために塩の製造が非常な支障を来していると思

考えるのであります。そこでこの組合法ができたならば、この業者の借入金というふうなものに對しても、何とか対策を打たれるのであるかどうか。三十五億圓の借入金の償還について公社はどういうふうな態度をとられるのであるか、そのことをお尋ねしたいと思

います。

○政府委員(今泉兼寛君) 先ほどもちよつと申し上げましたが、五カ年計画を遂行いたしますためには、更に事業資金として百億内外くらいは要すると思

います。従つて、現在のこの組合関係で三十億余りの借入金がございますが、これだけでは不十分でございます。まして、この百億内外の資金のうちには相当今後自己資金として投入される額も勿論出て参ります。昭和二十八年度では農林漁業金融公庫のほうからは十一億乃至十二億ぐらゐの借入

現在予定している次第でございます。この借入金も業者のほうとしては五カ年計画を遂行するための借入金としては年間十一億や十二億では足りない。もつと割当を多くしてくれたいという要望のほうがある。要するに、明年度以降に於いては、この十一億乃至十二億という改良資金等も相当程度これを増さなくちやならんやないか、こう考

えている次第でございます。併し御承知の通り相当長期の借入れになつておりますので、塩業組合の利子の負担をこ

もできようと考えております。その面からこの借入金等は相当償還しては参りますが、利子負担については業界のほうから利子負担に堪えないからもう借金は御免だという声は出て参りませんので、むしろ改良資金が現在の毎年十一億や十二億では足りんからもうつと改良資金を殖やしてくれ、こういう要望となつて現われている次第でございます。

○野瀧勝君 関連して一言お聞きするんですが、大いに貿易を振興して、産業の復興を図るといふんですが、政府は新しい産業の復興に對する貿易政策の一環として製塩事業に對し、特に外塩の輸入などに對し、どういふ考えを持つておるんですか、この際一つお聞きしておきたいと思

います。

○政府委員(今泉兼寛君) 政府は今現在国内自給の四十五万トンという自給状況を以て満足はいたしております。食糧として必要な百万トンは近くは是非国内で賄いたい。これは一つは貿易政策上のやはり外貨を節約するとい

う面もございまして、まさかの際のやはり国内生活必需品であるところの塩というものをできるだけ国内で一つでも余計賄つておきたいという必要からと、二面の必要から、できるだけ少くとも食糧増産ぐらゐは国内で賄いた

もんだといふことで、従来も努力して参りましたし、今後努力はいたして参る次第でございますが、今以て食糧増産として必要な約百万トンのうち半分足らずしか自給できない。そこで五カ年計画といたしましては更にこれを最低七十万トンぐらゐまで自給したいといふことである。先

ほど申し上げました従来の原始的な平糶式の製塩設備といつたようなものを、真空式とか加圧式というふうな改めまして、更に旧来の塩田の方式を流下式といつたような非常に効率的な方法に改める。更にもう一歩進めまして、現在福島県の小名浜に昨年から稼働いたしてお

ります加圧式製塩方法、これは海水から直接塩を採る工場を公社のモデル・プラントとして建設したわけでござ

います。これは相当量電力を食いますので、相当やはり今後電力の供給ということを目標にしないやなりませ

んけれども、一方発電関係において相当電力もぐんぐん増して来ているようでございます。加圧式等も活用することによりまして、まあ近い将来には国内需要の百万トン近くは是非生産したいというわけで、あらゆる手を打つて

打つて参る次第でございます。但し先ほどもちよつと申し上げました通り、国内の売価価格と、それから外塩の価格というものは非常に今開きがありまして、外塩のほうは安い關係になつておりますので、その面で非常にまあ不利はござい

ますが、政府の政策としてはもうできるだけ自給対策を強化して参ります。

○野瀧勝君 その外塩の安いことにつきまして、昨年の災害の施設法ですか、その際に質問いたしましたので、この際は省略します。私も依然としてその外塩の安いことを、安いとい

うだけであつて、それに対する解決がされてないことは誠に遺憾です。又政府の答弁を聞いてますと、昨年の災害復旧法の答弁の時と同じ、例えばあの時には大いに努力して国内の自給を高

めると言われたが、依然として今日も百万トンの食料塩並びに工業塩を合せ

つとしてやらしてもらいたいという希望がありまして、大蔵委員会の修正案といたしまして、その第八條の第三号に「組合員の貯金の受入」という一項を挿入修正に相成つたわけでございます。それに關連いたしました第七十二條の三項に「つた貯金業務を取扱

わせるためには、やはりこれは組合員の利益のために、預金保護という立場から、やはり公社にこの検査権を附与したほうがよろしい。これは農業協同組合においても、漁業組合においても同じ規定がございまして、関係上、それと

の権衡も加味いたしまして、その三項に「公社は、第八條第一項第三号の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならぬ」ということで公社に検査権を附与するという規定を挿入したわけでございます。

それから、第二十五條の末項のほうに読み替へる規定がございまして、その末項のほうに「同法第二百四十七條第一項中『第三百四十三條』とあるのは『塩業組合法第五十六條』と読み替へるものとする」という一項がござい

ますが、これは總會における定款變更の際に過半数の出席によつて三分の二の議決を要するという商法の規定を讀み替へる趣旨になつておりますが、これは商法のほうも塩業組合のほうも同じ規定になつておりますので、こ

ういったことを重ねて規定する必要がないということで、今読み上げました点を削除に相成つた次第でございます。あとは若干条文に貯金の受入業務も

ありまして、それから今の検査権が挿入された結果、条文の修正があつたことと、罰則等に若干のそういった修

正が加えられた程度で、骨子は今申し上げた程度でございます。

○森下政一君 この第八條の貯金受入業務というのをわざ／＼省いておつたのはどういふわけなんですか。

○政府委員(今泉兼寛君) これは大蔵省の金融政策から申上げたほうが適當かと思ひますが、成るべくこういつた預金業務は専門的な金融機関でやつたほうがよろしい、そういう趣旨から言つて、こういった事業組合でやるということは例外である。従来農業協同組合等においてもその例外を認めておつたのであるけれども、これは非常に地域的に偏在しておつたり、銀行とかそのいつた金融機関がないところ、農業協同組合等がある、そういう点でそういう不便の点から農業協同組合においては例外的に認めた。塩業組合等においてはそういう偏在するということもな

いから、まあ今の原則から言つて預金業務はやはり専門の金融機関でやらせられて適當だということで原案には省かれてあつた次第でございます。併し先ほど申上げましたような理由で參議院のほうは、やはり今後組合には自己資金の充實ということが大事である。それには他からの預金の受入ではなく、組合員自体からの預金の受入であるから、このことは是非挿入したほうが今後この組合の活動その他から言つて適當であらうという趣旨で修正した次第であります。

○森下政一君 これは從來やつておつたところがあるわけですね、その時の実績はどうだつたのですか。

○政府委員(今泉兼寛君) 旧専売法に基く塩業組合ではやはり貯金の業務は取扱つておりました。これは二十四年

の三月三十一日の調査でございますが、預金業務を行なつてゐる組合の数が十六組合ございまして、その預金の總計が六千七百四十円余になつておる、こういう実績になつております。

○委員長退席、理事西川甚五郎君 清席。

○理事(西川甚五郎君) 他に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○理事(西川甚五郎君) 他に御発言もありません。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(西川甚五郎君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 午前引続
きまして鉄道債券及び電信電話債券等
に係る債務の保証に関する法律案につ
いて質疑をいたします。

○菊川孝夫君 国鉄の経理局長にお尋
ねしますが、先ほどの運賃に盛り込ま
なければならぬ、こういうお話です
が、これはやはり運賃値上げを含んだ
意味の答弁ですか。

○説明員(高井一君) これからの経
理状況、収入の状況その他との関連が
あるのでございまして、こうした施設
の改良によりまして、それだけの債務
償還の基金に相当いたしますものが出
し得るような余裕が何とかしてつきま
すれば、そういうことは立ち至らな
いと思うのでありますが、現在の運賃
の構成は、そういう債務償還の積立と
いうようなものを考えずに運賃が決定
されておる状態でありまして、収入経理
の状況によりまして、或いはそうした
積立金をいたしますときには、運賃に
ついてお考えを願わなければならぬの
ではないか、さように考えておりま
す。

○菊川孝夫君 先ほどの御答弁では、
このような採算のとれるといいますが、
か、いわゆる経費節約に役立つような
方面へ、この公債によつて得たところ
の資金を注ぎ込む、そうすると経費が
節約できて浮いて来るんだ、その浮い
て来る分を以て償却をして行く、こう
いう御計画のように我々は拝聴したん
ですが、そうじゃないですか。

○政府委員(高井一君) 確かにそれ
が債券となりまして償却積立というよ
うなものに相成ると思うのであります
が、これは全部の、ほかとの関連もご
ざいますので、御承知のように国鉄の

線におきましては非常に収益のいい線
もありますれば、一方においてはこの
頃の新線のごとき、コストを償わな
いという線もございまして、その
ときの経理の状況を十分見て御判断
を願ひますと、これだけですぐ当然
に積立金は出て来るというふうに考
えることはできないと思うのでありま
す。要するにこの問題といたしまし
ては、それだけの利益は確かに出て来
るという考え方で債券の募集というも
のをいたして参るものであります。ほ
かの線区との関係も考慮に入れなけれ
ばいけない、さように考える次第であ
ります。

○菊川孝夫君 それでは今のお話はほ
かの線区で損するといふのは、別にこ
の公債を発行することによつて運賃に
絡んで来るというふうな考えで、僕
はむしろこれだつたら償還期限とい
うようなものを七年という、まあ今の計
画では当然なつておるのだが、これを
大蔵省のほうでどうですか、もう少し
長くするといふわけに行かないです
か。そうして少しづつ償還して行く。
金融市場ではそれでは容れられないの
か。

○説明員(藤田茂君) 現在一般の地方
債、社債、それから国債も現在までは
償還期限五年でありまして、最近の金
融事情におきましては、公債債等は五
年というの一般的な条件になつて
おります。そこで、この公債債を發行
するにつきては何年にするかという
ことは問題であつたのでありますが、
五年よりもできるだけ長くして行
こうという趣旨から七年としたわけ
でございます。今後は国債につきまし
ても成るべく七年にして行きたい、こ
ういう考えでございます。

○菊川孝夫君 次に電電公社のほうの
経理局長にお伺いしたいのですが、今
俗に、まあ新聞の悪口もありますけ
れども、東京・大阪間は電話をかける
よりも飛行機のほうが早いと言われて
いるのだが、アメリカのほうは又一方
非常に音より早いと言われておる。こ
れは誠にどうも電電公社にとつては芳
ばしくない表現だと見なければならぬ
のですが、これは復興すれば少くとも
飛行機よりは早くなるというだけの自
信をお持ちですか。

○説明員(秋草三君) 電信電話の
サービスの悪いことは非常に定評があ
るのでございまして遺憾でございま
すが、私も少くとも公社になりました
少し徹底的にサービス改善をして見た
いという決意を持つておるわけであ
ります。世間ではいろいろ噂もござい
ますけれども、私のほうではいろいろ統
計を取つて見ますと、ここ数年來確
かに電話はよくなつておるわけでござ
います。電信に至りましたら完全に戦
前に復活いたしております。ただ無論
アメリカなどに比較いたしますと雲泥
の差でございまして、これから非常な
る改善をしなければならぬのでござ
います。只今具体的に御意見のあつた
東京・大阪間の通話が非常に遅かつ
た、戦前に比べてもまあつい最近よう
やくレベルに達したといふことで、一
時は三時間くらいかかる、現在ではま
あ大体平均三十分といふところに来て
おるわけでありまして、この点につ
きましては、今年の九月早々と言つて差
支えないと思ひますが、私も東京・
大阪に関する限り準速時、即ち一、二
分間で電話は通ずる、従ひまして、ま
あ菊川委員の御質問の飛行機よりは
早くなるということだけは確信を持つ
て申上げることができるとであります。

○菊川孝夫君 次に長期借入金で、外
貨を以て支払われるものにかかる債務
について、この件についてお尋ねした
のですが、今計画として電電公社な
り国有鉄道に対して長期借入の外貨と
いうものはどういふものを予想されて
おられるか、本年の計画について御説
明願ひたいのであります。見込みはあ
るのでございまして。

○政府委員(白石正雄君) 本年度とし
て計画しておりますのは、国内にお
きます債券の発行だけでございまし
て、外貨の分につきましては全然計画
しておりません。法律の規定をいたし
ましてこういう事項を入れました趣旨
は何故であるかという趣旨のお尋ねで
あると思うのでありますが、これに
つきましては、現在電電公社法のほう
におきまして六十二条の九項に、「長
期借入金及び電信電話債券のうち、外
貨で支払われるものについて、保証契
約をすることが出来る。」という、外
貨のみにつきましては現行法につきま
して保証の規定があるのでございま
す。従ひまして、日本国有鉄道法のほ
うにつきましては、全然借入金、債券
に関する政府保証の規定がないのでご
ざいます。従ひまして、現在の公社法
といたしましてはその保証の關係の規
定が統一されてない、こういう状況
でございまして、本年度におきまし
て公社債を發行するに於いてその保証
の規定を入れますにつきましては、国
鉄と電電の両方の規定を統一する必要
がある、こういう意味でここに単行法
といたしまして提出した次第でありま
す。従ひまして現在電電公社法のほう
には、外貨保証の規定がありますので
、これをそのまま切離しするとい
うことは、現在特にそういう必要もない
わけでありまして、それを統一いた
しましてここに長期借入金で、外貨を
以て支払われるものに対する債務につ
いても、併せて保証することが出来る
という法文を整えたわけでありまし
て、実際問題といたしましては、現在
のところ計画はございません。

○菊川孝夫君 では、外貨借入、外資
導入とよく申します。吉田内閣は成立
当時から口を開くと外資導入、外資導
入と言つて一向入つて来ない。で、そ
れでもまああなたのはうではそういう
こともあるかも知れないから、この際
この法律を作る際には一応書いておこ
う、こういう軽い意味で、長期借入金
で外貨云々というのはいささか意味で
すか、今の御答弁は……。

○政府委員(白石正雄君) 電電公社法
のほうにつきましては現行法といたし
て外貨につきましては保証の規定がご
ざいますので、そちらを国鉄と合せま
して一本として単独法で規定いたしま
したから、現行法をそのままここに規
定をした、こういう關係になつており
ます。従ひまして、附則の第二項で「日
本電信電話公社法の一部を次のように
改正する。」として、電電公社法のほ
うにありする保証の規定を削除して
おるわけでありまして、従ひまして現行
法をこちらに取入れて来たといふ關係
に相成つておるわけでありまして。

○菊川孝夫君 次に「予算の定めると
ころにより、保証契約の費用として何ら
かの、何分の経費をこれに計上する

と、こういう意味ですか。予算でこれだけの債券を発行するということを承認された場合には保証契約すると、こういう意味ですか。

○政府委員(白石正雄君) 鉄道債券及び電信電話債券の発行につきましては、御承知のように公社法のほうでその発行限度を国会の議決を経た範囲内において定めるようになっておりまして、これは政府関係機関の予算総則のほうにそれ八十五億、或いは七十五億という発行限度の規定を設けておるわけでありまして、次にこれに對する保証につきましては、これは一つの政府の債務保証となりますから、従いまして政府の債務負担行為に相成るわけでございます。従いまして、別個にその債務保証をすることにしまして、この何らかの国会の議決を必要とするということが、財政法の規定から出て来るわけでございます。そこで法律におきましてここに保証することができるといふ権限の規定を設けようとしておるわけでございますが、これは無限にできるということでは予算との関係がはつきりいたしませんので、予算のほうでその保証の限度について何らかの規定を設ける必要がある、こういうことに相成るわけでございます。そこで「予算の定めるところにより」という規定は一般会計予算書の予算總則第十三条を御覧頂きますと、ここに「政府は、日本国有鉄道が昭和二十八年年度において発行する鉄道債券につき、その額面八十五億円を限り、元金及び利子の支払につき保証することができ、このように規定を設けておきまして、八十五億円については保証することができるといふように定め

ておるわけでありまして、これが予算の定めるところによりという意味でございます。

○菊川孝夫君 次に保証契約でございますが、発行する場合に電電公社總裁、或いは日本国有鉄道總裁、こういうような名前が債務を売り出されるわけでありまして、そこで政府がこれを保証したものであるということをお大蔵大臣の裏書と言いますか、そういうようなことを欄外かどこかに書くような形式になると思うのですが、そういうことをしないといふのは、そういうものではないのですか、余り国民から見ても、国が鉄道や電信電話公社が発行する債券にわざわざ大蔵大臣が名前を入れて判を押さなければならぬ、というふうにはちよつと考えられないのですが、その理由を承わります。

○説明員(藤田茂君) 政府保証をするのがこの発行と或いは発行条件とどういふ関係にあるかという御質問と解しますが、政府保証をいたしますと、国債に準ずるものとしてその発行条件を比較的利益に定めることができるといふふうに考へておるわけでございます。又日本銀行がこれを担保に取ります場合、比較的利益に扱ふことができるという根拠になるわけでございます。従来は鉄道及び電信電話のこ

ういふ債券は国債として出して、やはり同じように信用のあるものではございまして、国が保証するといふ形式を整えますと、それだけ有利な条件で債券を発行することができ、おきまして大蔵大臣が保証するといふことにしたわけでありまして、

のは、こういう債券の発行の場合に、保証するといふようなことではなしに、更に考へ方によりましては、いずれも両企業ともこれは国の全額投資の一つの法人でございますから、盛んに今各会社におきましては増資という形を取つておるが、或る程度債券発行は国の公債発行とどうせ同じだと思ふから、国が公債を発行して増資をするといふような、こういう形は取れないか、この点一つお伺いしたい。今どこでも増資をしておるのに両方ともちつとも増資だけはしていない。増資という恰好は取れないのですか。

○政府委員(白石正雄君) 財政法の規定によりまして、第四条でありますか、出資金に充てる場合におきましては、公債を発行することができるということになつておりますので、法律の形式面から申しますれば、勿論一般会計において公債を発行いたしましたとして、それを出資金に充てるということとは可能であると考えられるわけでありまして、併しなから、一応公社というものが国とはいはば法律的には別個の法人体といたしまして、現在その自主的な経営に任せられておりますので、従いまして公社が建設勘定等の財源に充てる場合に特別に資金を調達する必要があるといふような場合におきましては、やはり公社の責任において債券を発行するといふことが一応の筋ではなからうか、更に国の公債の発行というよりなことにしましては、本年度におきましては特殊の理由から現在国債の発行といふことは計画いたしておりま

した結果、鉄道債券、電信電話債券の発行によるものが適當である、こういう考へ方の下におきまして処置いたした次第であります。

○菊川孝夫君 最後にこの法律が両院を通過し、それから今の二十八年年度の總予算が一応七月三十一日までに両院を通過するといふことになる、実際に百六十億の金が両公社に手に入るのには手続上どのくらいかかったら入ることになるのですか、この金が動き出すのは……。

○説明員(藤田茂君) この公社債の発行計画が八月から今年度末まで毎月約二十億円ぐらゐ発行するといふ計画になつております。勿論鉄道公社或いは電電公社におきましては、資金の必要の場合にはあらかじめ短期融資を受けまして、それによつて必要な事業を進めて行く、そしてこの公社債を発行した場合に短期融資と振替えるといふような操作は勿論行われるわけでございますが、この公社債を発行する資金が実際に両公社に入りますものといひましては、只今申し上げましたように八月以降毎月二十億円程度ずつといふふうな計画になつております。

○委員長(大矢半次郎君) 他に発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○土田國太郎君 この酒類業組合法の一部改正ですが、この法律は御承知の通り酒税の保全と業界の共同の繁栄を目標としてこの春成立されたものであります。最近この法律の運営がまだ徹底しておらんのか、或いは徹底しておつてもやらんのか、最近の業界を見るとこの組合制の趣旨と非常に反した業態、いわゆるアルコール業者であります。現在の状況を見ますと、原価の半値を以て市場へ売つておるといふような非常に悲惨極まる状態に陥つて、この法律制定の趣旨にも反しておるようなわけでありまして、結局これは脱税によるか或いは政府に対する滞納によるか、この二つをしなければ営業が成り立たないといふような現在の状況であることは政府も御承知であらうと存じます。その原因について政府は何と見られるか、或いはこれに対する対応策を、いわゆる救済策を講ずる気持があるかどうか、お考えをお聞きたいと思ひます。

○政府委員(渡辺喜久進君) 今土田委員の御指摘になりました点は、政府といたしましては非常に憂慮しておる点でございます。結局第一次の業者のかたがそういう販売競争の結果を自衛して頂きますと一番いいわけでありまして、結果については恐らく我々のほうの耳に入つて来るところから言いますと、業者のかたもこういうふうな状態が続けば果してどうなるだらうかという点については、非常に憂慮されておるようでありまして、お互いに隣虎の勢いと言ひましようか、どうも現在におきましてはうまく行つていないといふのが現状のようであります。政府といたしましては、何とかしなければ

第六部 大蔵委員会会議録第二十五号 昭和二十八年七月二十四日【午後二時】

○委員長(大矢半次郎君) 次に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑を願ひます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたしまして質疑を願ひます。

七

ならんものだろうと、特に国税庁が中心になりましてこの問題を心配しておりますが、現在のこの組合法による組合の結成が一応東京、大阪、関東申信越といったような、幾つかの場所におきましては結成されておりますが、他の所におきましては、まだ結成が遅れておりますので、勧告を出す、或いは命令を出す、或いは業者のほうから一応統制についての申合せをして、大蔵大臣の認可を求めるといふことにつきまして、それは、それ／＼先ず組合ができるというところが一番の先決問題でありまして、この点につきましても焼酎業が多少内部にいろいろの事情もありまして、遅れておるようでございますが、至急そうした必要が目の前に見えておるわけでありまして、先ずこの組合の結成、これを先ず急がせ、同時に今言つたような点につきましても、これに應ずる対策を講ずるといふことが、一応何らかの法的な措置によらうとする場合においては残された途じやないか、それまでの間におきましても、そういう措置によらないで、もう少し何とかならないかといふことについては、国税庁折角努力しておりますが、結局何かしらの法的な根拠による措置によらざるを得ないといふことになれば、先ず以て組合の結成を急がせる、こういうところに行かざるを得ませんし、その方向で問題を急いでおる次第でございます。

○土田國太郎君 この法律の精神から行きますと、酒税の問題が一番大きく取上げられておる、併せて我々にも業者にもその協力を命じておることも同感であります。それと並行して政府も、酒税の脱税に最も大きな役割を演じておる例が密造業者というものについて、まだ／＼我々の予期しておりますような取締も徹底しておらんし、又啓蒙運動もできておらんという実情でございますので、私も昨年の暮からこの春にかけて密造酒を見ただけであります、非常に税務署の取締が緩慢である。そうして業者にえらい迷惑がかかる、或いは一般消費者に不良な飲料を供給する等、保健衛生から見ましても、実に由々しい問題が地方にあるのであります、これに對して政府は一層努力をせられる氣持でいらっしゃるのか、特に私九州に参りましたときに、例の大島部落を見たのであります、この春でありましたが、あの当時の実情を調べて見ましたが、殆んど三月に一遍くらいという緩慢な取締をしておる。而も一つの町で二万石以上も密造しておるといふのが実情でありまして、そうして税務署も殆んど余り構わんといふのが実情であります、こんなことでは困ると思つて、何らかの手を打つ考えがあるかどうか伺いたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 密造対策につきましては、前国会でも御答弁申し上げましたように、政府といたしましては最も努力をしなければならぬ点であるといふことを考えております。密造対策としては、結局一面においてま酒の税金が下り、従つて酒の値段が下る、密造をやつてもそれが余りうまい仕事にならぬといふ素地を作るのと同時に、官庁側の取締が相当頻繁に且つ厳密に行われるといふこの二つが兼ね備わらして初めて効果が挙るのだといふふうに考えております。過

般の御審議によりまして、一応酒税が下り、酒の値段も下ることができましたので、その面から相当の効果は挙がりつつあると思つておりますが、更に取締の面におきましても、併せて十分なる手を伸ばすといふことは我々企図しておるところであります。暫定予算でこの数カ月過ぎて参りましたので、当初予定しておりましたやうなところまでまだ伸び切れぬ点もあろうかと思ひますが、本予算の成立を見ることに若しなれば、その機会に更にそうした方面の経費も増すことも期待されますので、今お話になりました点等につきましても、十分政府として努力して参りたいと思つておる次第であります。

○土田國太郎君 この取締方法ですが、これを私は宮崎の税務署の人から聞いたのですが、如何にも経費が足りないのだ、全国一の密造部落に對しての割当の経費が少い。これではとてもできないのだからといふやうな話を承つておるのですが、昨年度予算で決議になつた大蔵省の密造取締費は全面的にばらまかれておる。各税務署に均霑ではないが、殆んど行つていない所はないといふやうに行つておるのです、もう少しあつたやうな重点的の最も効果的に私は支出してやらなければいかんと思ひますが、宮崎県あたりのごときは、一般の業者は平年度の二割しか製造しておらんといふのが今日の實情であります。而も焼酎のごときは四十度と二十度の価格で売つておる。如何にも幅があり過ぎるというやうなわけで、我々も心配に堪えないのであります、酒税が引下げになつて、これは相當に成績が上つたことも

全国的に認めるのであります、まだ今日のような情勢では前途なかなか遠慮のような感じがするのであります、先ず私の考えをいたしましては、これは密造業者を先ず取締る。それからほかの方面へ行くのが一番いいと思つておる、この点どう考えておりますか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 過般の酒税の税率を引下げました際も、御承知のように二十度焼酎のやうな制度を作りました、これは大体今御指摘になつたやうな地域における密造焼酎が大部分二十度以下のものが出ておるといつたやうな話も聞きました、それに對抗する意味におきまして二十度焼酎といふものの制度を作りましたのです、一般的には必ずしも二十度焼酎はそれほど歓迎されておると思へませんが、今御指摘になつた地域のような所では可なり二十度焼酎も出ておるやうでございます、相當効果を挙げ得ておるのじやないかといふふうに思つております。勿論片方にやかましい取締の手がかりません、何といつても税金がかかるわけでございますから、それだけでは効果が挙がらないといふので、やはり取締の点について十分の努力をしなければならぬと思つておりますが、先ほども申し上げましたやうに、今までは暫定予算でやつて参りましたので、いささかの点におきまして本予算の場合と比べまして、経費の点などでもあな分な点もあつたのじやないかといふことが感じられます、本予算成立を見れば、その点はなくなつて来るのじやないかと思ひます。どうも割合に重点的に経費を使わないで、いささか一般的に過ぎるのじやないかといふ御批判につきましても、は、重点的にやる方向を考えておりますが、割合に密造といふものが全国的に拡がつてゐる実情も又見逃せませんものですが、ついで或る程度そうした密造がある地域につきましても、相當のやはり予算を付けざるを得ない、全然そこを放棄するわけにも行かんといふやうな苦しい事情があることを御了承願ひたいと思ひますが、考え方としてしましては、我々もいたしまして先ず以て販賣のための密造といふの重点を置いて、これを先ずなくすことに努力する、更にはその他の密造についても考えて行く、こういう方向でもつて考えて行くべきじやないか。販賣の密造といふものを見て参りますと、大抵焼酎が中心でなされてゐるやに思ひますが、従ひまして過般の税率引下げの際におきましても、そういう点につきましても意圖も相當盛り込みまして、焼酎について特に税率引下げを大幅にやつたといふのも、実はそういう意味におきまして意圖が入つてゐるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○小林政夫君 この修正案提出の経緯ですが、解散前の国会におきまして審議をし、日ならずしてこゝに修正を加えなければならぬ、こゝに修正することについて、前国会においては我々減税すればいいといふ減税法案のほうに主力が集中しておりましたので、こちらの方はもた分審議をいたしましたが、政府のほうでは、こゝにやうなことはあの法案が通つてから後に必要になつたのか、当時必要であつたけれども、これは二段構えで行こうといふことであつたのか、その点の経緯を明

らかにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(渡辺喜久造君) 前国会に法案を提出しまして、日ならずして更に改正法案を出したのはいさうなわけだとお叱りをこうむるのには、確かに一応御尤もだと思ひます。前国会に提案いたしました時から我々は一貫して一応考えていたのですが、酒類業組合はやはり一応法的な色彩が相当強いので、やないか。従つて事業をこれに普通に営ませるといふことにつきましては、相当慎重に考慮すべしといひます。余り面白くないのじやないかといふ思ふを、ずつと一貫して現在におきましてその思想におきましては我々變つておりました。ただこれは主として酒類業の組合におきましては問題が、法案が通つた後におきましてはつきり問題は問題として出て来たのでございまして、従来も酒類業組合におきましては片方に協会がありまして、そして並行して協同組合がある、こういう制度になつてゐるのですが、協会は大体今度の酒類業組合に実は移り變つて行くと思ひますが、協同組合におきましてはそのまま残存するか、或いは酒類業組合で一本になり得るか、この問題が実はあるわけでございます。その協同組合の更に実態を眺めて行きますと、普通の商業協同組合のように、販売もする、或いは原料の買取りもする、そして組合員それを委託す、こういうたような姿のもの、こういうようなことになりまして、これはとても酒類業組合とちよつと一緒にするわけに参りませんので、これはやはり従来通り協同組合でやつて行つては、ところがそれは活動にそういう仕事はなしで済まし得る、ただ資金の斡旋等におきまして協同組

合の名前で以てやはり一応借りまして、それを組合員に貸し出しの恰好で流してやる、その程度で協同組合の仕事は大體済んでしまふといふたような組合が幾つかありまして、従つて、若し酒類業組合がそういう程度の仕事をするこゝとができるようにさなければ、改めて協同組合と強いて二本建にして行く必要がない、こういうような組合が幾つか目について参つたのでございまして、いろいろお話を伺つてみますと、その程度のことなら現在の法案におきましても、資金の斡旋はなし得る、それで組合がいれば貸すといふことを一つの事業にすると、酒類業組合にするのは行過ぎでございまして、酒類業に代えて一応保証的な意味で組合で金を借りる、そして貸すといふ、まあいわば保証的な意味の貸借、それによる斡旋、こういうことをするのは酒類業を広く解釈すればいいんじゃないか、併しそのためには法律の条文をそれができ得るようになさなければ勿論できないわけでございますが、そういうふうになれば現在の協同組合の相当数が、もう協同組合をやめまして酒類業組合に一本になり得る、そのほうが全体として経費が非常に安く行くのじやないか、こういうような御希望が非常に出て参りました。当初からそういう点がうまく我々のほうでも実情がわかつておりますと、改めて今回改正法案を提出する必要もなかつたわけで、当初から言われていたものでしようが、多少その間の手落がありまして、これは我々も遺憾に思ひますが、当初は酒類業組合全体の問題が、大きくクローズアップされておりました、事業のそうした細い末端における実態というものをまだ掴みかねてお

りましたものですから、大体あの程度でよろうと思つて法案を提出し願つたのでございまして、法案をいざ施行するといふ面になりますと、今言つたような問題が出現したので、それほど大きく改正を願うわけでもございませぬし、又それによつて酒類業組合の設立が非常に促進される、こういうお話をございまして、それじや改正法案を提案して御審議願うか、かような気持ちになつたわけでございまして。

○小林政夫君 私も実は解散になつて地方へ帰つたところが、酒屋さんから大分陳情を受けた、これはどうも疎漏の審議だといふことで甚だ赤面をいたしました次第であります、あなたのほうも今の説明を聞くと、あの審議の過程においては余りそういう点は聞いていなかった、従つて、その後法案が通過してから後にいふ、現状を見て考へるということであれば、これは責任は共同で分担するといふ意味において(笑)了承をいたすわけでありまして、ただ一つ税務署が、これはあなたの方の意思が伝わっていないのだと思ふのだけれども、商工中金から金を借りておる、昔の中小企業等協同組合法による酒類協同組合があるわけですね、今度の改正によつてもそれは救われないのです。税務署の指導が、今度はこういう酒類業組合ができる、だから今までの中小企業等協同組合法による協同組合は解体して、そうして全部酒類業組合一本になるというように言つておる向きがあるわけですね、これは一応速記に残す意味においてお話しするわけですが、やはり必要がある向きは二本建で残しておく必要がある、商工中金の融資対象に残しておくといふこ

とは、酒類業組合であればどうしても無理だといふことであれば、やはりこれは二本建で行かざるを得ない、この点について一応主税局長のお考えは如何ですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 今お話しになりましたような点につきましては、末端のほうに実は多少誤解がありまして、そうしてそういうような話を組合のほうにしたいといふ話を聞きまして、それは我々もおかしいといふことで、過般の間税務局長会議におきまして、国税庁がそういうことのないようにといふことをよく指示いたしておりますので、恐らく小林委員のお話を聞かれたのちにおきまして、その点は末端のほうにおきましても是正されたものと思つております。我々はどちらかと言いますと、むしろ協同組合とこの酒類業組合におきましては相当目的に違ひがあるのですから、むしろ両立するのが普通じやないかと実は思つておりました、そのために大体今度改正することの条文は要らないのじやないかといふような考え方で、実は荒つぱく考へていたわけでありまして、むしろ考へ方としては協同組合は経済行為を中心としたものを協同組合として残す、こちらの方は別な目的があるのだからと言つて、両立主義を我々のほうとしては原則として考へるべきじやないか、そういうような意味におきまして実は今度改正を願うような点が前の法案に入つていなかったのですが、だんだん調べて行きますと現在の協同組合におきまして、今度改正案で提案されておるような点の点々直せば、もうほかに大して仕事はなくなつてしまふのだといふような協同組合もある、それ

ならばその分は少くとも一本になつていいのじやないかといふくらゐに考へておりました、決して前の協同組合をどうしようといふことは、少くとも我々としては全然考へていなかったのですが、その意図が末端のほうまで十分通じなかつたことは遺憾であります、そのことがわかりましたので早速是正するように示達してございまして、現在におきましては御心配のようない点はなくなつてゐるのじやないかと思つております。

○菊川孝夫君 酒税の保全及び酒類業組合に関する法律がこの間審議して通過したばかりの法律であります、又これを改正しなければならぬといふその重大なる理由が生じたのは、なぜあつたときに、大して情勢の變化もないのに改正の出た理由はどこにあるのですか、あの時に、制定される時に考へておければよかつたと思ふのですが、あの時に見落としを言ひますか、その時にこういう問題を考慮せなかつた、忘れた、こういうのでござい

ますか、率直なことを言つて……。

○政府委員(渡辺喜久造君) 今実はその点について小林先生に幾々御説明申し上げた次第でございまして、もう一遍繰返させて頂きますと、大体協同組合があつた当時の状況からしまして、主としてこれは清酒の業者の關係でござい

ますが、酒類業組合といふものと経済行為を営み得る協同組合とが実はちよつと併存してゐるの大部分なのでござい

ます。それで我々としてはこれはやはり協同組合が引續いてやつて行くべきじやないだらうか、こういうふうに考へたものでございまして、従つて個々の法

律によつてできず酒類業組合は、い
わば協同組合のような経済行為をやる
ものと性格が大分違ふ、従つて資金の
面にも、若し借入の必要があれば協
同組合で借りたらいじやないかとい
う、実はこういふ考え方で参つたわけ
であります。そうして前の法律を御審
議願ひ、通過させて貰ひたわけでご
います。ところがいざ施行してみます
と協同組合も実は千差万別でございま
して、今小林先生にもちよつと御答弁
申上げましたように、相変らず協同組
合として残らなければならぬ協同組合
が実は相当数あるので、むしろこのほ
うが多いのですが、同時に現在ある協
同組合の中には非常に仕事の範囲が限
定されておまして、いわば債務保証
的に資金を借りて、そうして下へ流す
というくらしい仕事しかしてない協
同組合があるわけなんです。そういう
協同組合のある地域におきましては、
若しこの酒類業組合にも少し事業の
範囲を拡げて行くことを認めますれ
ば、もう二本建てである必要がなく
て、酒類業組合一つで以てやれる、従つて
そういう場合も考え得るのだから、も
う少し酒類業組合の仕事の範囲とい
うものを再検討したらどうか、こうい
う意見が出たわけでございます。で、酒
類業組合につきまして、経済行為をや
るということにつきましては、私はそ
の性格から言つてこれは適當でない
と思ひますが、資金の斡旋或いは斡旋に
代へてするまあ資金の借入れ、借入れ
た資金をすぐ組合員に流す、こういう
程度のものであるならば、或る意味で
は、勿論これは法律に明記しなければ
いけませんけれども、広い意味の斡旋

の系統もできはせんか、そのくらしい
ことは一応酒類業組合に認めまして
も、酒類業組合の性格を阻害すること
はあるまい、かように考えたものであ
りますから、もつと前に、あの法案を
提案した当時、そうした細部に亘つて
まで事情がわかつておりました、その
ときからこういう原案で提案したと思
います、協同組合の種類も非常に千
差万別でございしましたものだから、
我々は或る意味におきまして、その改
正だと思ひますが、そちらのはうの突
破を頭において法案を立案した、そう
する、或る地域的な部分でございま
す、或る地域におきましては、これの
範囲をもう少し拡大してもらえば、強
いて二つの組合である必要はない、こ
ういふ組合があることがその後わか
りましたので、その後にかつたとい
うことが実は不勉強で恐縮でございま
すが、わかりましたので、かような改
正案を提案した、こういう事情でござ
います。

○菊川孝夫君 それでこの改正案を提
案されるに當りまして、どうせ改正案
を提案されるならもう少し御検討にな
る必要があるのじやなかつたかと思
う点について私はお尋ねしたいと思
ひますが、というのはこの間から大蔵省が
立案されて出て参ります法律案を見て
参りますと、一貫して流れている行き
方というものは、酒類審議会というも
のがこの法律の中にございます。そう
して酒類審議会の委員は大蔵大臣が任命
したり、国税庁の長官が地方で任命す
ることになつておるのです。今日も
の任命に對して同意を求めた件が出て
来ておるわけですが、これは国有財産
法の一部改正の時も私その点くどい
ど申し上げましたのですが、これはど
の省で、大蔵省だけの立案ではない
めだと思ひますが、軍港都市の転換
法、これに對して審議会があること
になつておるが、その審議会の委員の任
命について今度国会のはうへ同意を求
められて来ておるのです。これは大蔵
省だけの立案でないために国会に同意
を求めるといふことにしております。
国有財産の処理にいたしましては軍港
都市の国有財産処分のためにはこの審
議会にかける。而もその審議会の委員
の任命は国会の同意を求め、こうい
うことになつておるのです。酒類審議
会にしまして、これは今後いろいろ
問題が起きて来ると思ひうのでござい
ますが、大蔵大臣の任命、こういふこ
とになつておるのだが、どうですか。一
番中央ぐらゐはもう少し国会の同意と
いうところまで行くわけに行かんもの
か、改正する必要があるのじやない
か、こういう点からです。

○政府委員(渡辺喜久達君) 今御指摘
になりました酒類審議会の規定が、酒
税の保全及び酒類業組合等に関する法
律の一部を改正する法律案にあるわけ
ではなくて、実はこの酒税法にござい
まして、酒税法として、今度まあ
別に改正案を出しておるわけではない
のであります。一応前の国会におきま
して御説明申し上げ御審議願つたわけ
でございますが、国会の同意を必要とす
るかどうかというところにつきましては
は、我々のほうとしてはそこまでの必
要はないじやないかという考え方で原
案を出して来ておるわけですが、まだ
そういう実際に動き出すまでに至つて
おりませんので、今にわかにこれをど
うしようという点については、こ
こまでは考えなかつた次第でございま
して、まあ酒類保全の法律は、これは
まあ組合を作るといふ段階に至りまし
て、今言つたようなところでいろいろ
組合を作ろうという時に大分問題が出
まして、この点を直してやらうと非常
に組合の設立が円滑に行くというふう
な点もございしましたので、非常に差迫
つて更に提案されたわけでございます
が改正したい、かように考えたわけ
でございます。

○菊川孝夫君 それはあの酒類業の組
合と、それから酒類審議会、酒税法と
酒税の保全及び酒類業組合等に関する
法律と、これは両方合せて一つの私は
動きができると思ひうのです。従つて、
酒類業組合に對する酒類審議会、これ
は非常に影響力を結局においては持つ
ことになるのではないですか。それら
は改正について御検討をされたかされ
ないか知らんが、どうも私国税庁だけ
で任命したり、大蔵大臣だけで任命す
るということになると、仲好し委員会
になるのです。今日も実はほかの或
る委員会でしたけれども、最初に政府
が同意を求めようとしたときに、その
人は非常に人格高潔でいい人だと言
つておつた、任期中に……。それが僅か
二月か三月在任しただけで、もうよそ
にばつと變つてしまつておる。恐らく
審議会なんかにはいたしまして、税務
当局に睨まれるということになると、
すぐ首になつてしまふというふうな審
議会であつたならば話にならん。そう
いう点について、非常に心配、心配と
いうか、御用審議会になる虞れがある
ために、酒類審議会についても国会の
同意というくらいまでの權威を持たす
必要があるのじやないかと、こうい
う角度からお尋ねしておるのですが、結
論としては、主税局長としては酒類審
議会というものは、酒類業組合との関
係はこれは非常に密接な関係にあると
私は考えるのだが、ございせんです
か。

○政府委員(渡辺喜久達君) 菊川委員
の御指摘になつておりますように、酒
税保全のこの法律で、政府が幾つかの
措置をしやうとする場合におきまして
は、酒税法に規定されております酒類
審議会の一応諮問を経る。こういふこ
とになつておりますので、その意味に
おいては菊川委員のおつしやつていら
つしやるように、密接な関係はある、
これは言へると思つております。た
だ、まあ一応法律の形だけは別々な法
律でありますので、先ほど申し上げたよ
うな御答弁をしたわけでありませう。
なお、審議会の委員の任命につきま
して、国会の同意を得るということに
なつてゐるものと、そうでないものと
ある。まだ必ずしもまあ全部が全部同
意を得るということになつてはいない
ようでございます。我々として必要は
あるまい、ただ、勿論この審議会の以
て政府の御用機関的なものにする意図
は手頭ございせんし、又氣に入らな
いからすぐやめさせるといつた意味の
執行をするつもりは手頭ございせん
が、まあ一応この前の国会におきま
して、酒税法もあつた案において御審
議願つておりますので、今すぐこの
酒税法で變える必要はあるまいとい
う考え方で、酒税法に関する改正案は
提出しなかつたのでございませう。

○菊川孝夫君 私これはまあ意見に亘

るので恐れ入りますが、この間からたびたびこういう審議会、何でも審議会がついておる。大蔵省の立案したもので、大蔵省だけの立案にかかると審議会については、どうも大蔵省だけで任命するというのは、どうも流れておる。よそから出て来るものは割合に国会の同意というのを考えておるんだが、大蔵省には審議会がたてこんであつて、それが大臣の任命ということになりますと、どうしたつてその省の単なる附屬機関になつてしまつて、諮問機関と言いますか、的な性格はどうしても薄れて来るように私は思うのです。がね。独立性が失われる。だからして審議会の意義が薄れて来る。このように考えるので、審議会の問題が出る。それに關連した法律が出て来るたびに私は意見をまぜて御質問申上げておるわけですが、大蔵省の従来からの一つの行き方というものは、なか／＼大蔵省モノロー主義がちよつと強過ぎるのじやないかと、こういうふうに考えておる。だから酒屋さん、そうでなくても酒類業組合と大蔵省税務當局との關係については、明治時代からのお付き合いで、仲好しクラブになり過ぎておる、私から見ますと。而も相当考えますと大分仲好しクラブになり得る余地があると思うのです。そこで税金を飲まされておる国民からするならば、やはり正しい運用を、決して今も悪い、不正であるということも申上げるのではないけれども、殆んど半分くらい税金を飲んでおるものでありますから、折角そういうふうにして高い税金を飲んでおるならば、その税金が本當に正しく国庫に収まるようにしなければならん、こういう見地から申してお

るわけでございます。どうも關係者の、全然關係者でなければわからぬにいたしまして、一体どういふ手続きで委員が任命されて、そしてやつていのかというところは国民の前にちつとも明らかにされたい。念のためにこの際伺つておきたいのですが、今の酒類審議会のメンバー、それから略歴というものがわかつておりましたら、この際一つ参考に承つておきたいと思ひます。

○政府委員(渡辺喜久彦君) 現在ございます酒類審議会は、実は酒税法のためだけの酒類審議会、これは前からございまして、これは主として級別、一級酒とか、二級酒、特級とか、あの級別審査のための審議会でございます。従ひまして、その審議会の委員になつておるかは、技術的な点に重点を置いた人をそのまゝ任命して、その人が任命されております。今度酒税の保全のこの法律がございまして、もつとより経済的なと言ひますが、或いは政治的な角度の感覚が要る仕事がこの審議会にかかるとになりまして、この現在の委員のかたはその意味において全部一応御破算にして、そして新しく実は任命するつもりでありますが、まだ組合の設立の關係が全部でございまして、おらない事情もございまして、目下片方の人選を進めていられる程度で任命はできておりません。考え方いたしましては、単に業界の人選だけななくて、やはり消費者の利益を代表する方とか、或いは第三者的な意味におきまして、学識経験者と言つておりますが、学識のあるかたといったような意味において、国民経済的な広い観点においてものを御判断願うような

かたにも當然審議会の委員をお願いするつもりでありますが、具体的にまだ人選をどうしようというところまでは仕事が進んでおらんという状況でございます。

○菊川孝夫君 多分これと關連して、委員の任命が変更されて人選をされておるといふ段階だらうとは私も想像します。併し、くどいようで、これ以上は申上げませんが、大蔵省に關係のあつた酒屋さん、或いは大蔵省に籍を置かれた公務員のかたで退職されたかた、こういう人ばかりを集めて審議会をこしらへてしまつて、この審議会できまつたんだというので、この酒税保全の法律運用に當つての発言権を持つて、こういうふうになつて参りましたのでは、息のかかつた従来の仲好しクラブ的な審議会になつてしまふ。現役の人たちの思ひまゝになつて運用されてしまふ。ところが、法律の上において、この審議会へ諮つたんだから、こゝ言つてこちらへ答弁される。少しはやつぱりこれに対して従来の殻を破ろうとするようなメンバーを入れまして、意見もお聞きになる、別に攻撃とか、あら探しという意味ではなくして、する必要があるのではないかと。というの、私は大蔵省から出て来る法律をすつと拝見いたしておりました。最近大蔵委員会へ参りましてから、どうも思想的に申すうのが流れ過ぎておる、率直に申しまして大蔵省モノロー主義が強過ぎる。これはこの際打破する時期に来ておるのじやないかと率直に申上げまして、私の質問を終ります。

ういう攻撃をこうむるとすれば、我々も大いに反省しなければならんと思ひますが、我々の氣持をいたしましては、もうその点については菊川委員のおつしやいましたように、そうまあ業者のかたとか、大蔵省の先輩のかたをそこに委員として任命するというようなことは毛頭考えておりませんので、廣くいろ／＼な各方面のかたにお願いして委員になつてやつて頂きたい、かように考えておりますので、仰せの点につきましては十分考へて行きたいと思つております。

○土田國太郎君 幸い国税長官がお見えになりましたのでお伺ひしたいのですが、実は先ほど主税局長に意見を質したのでありますが、その要を得ないので、又主税局長にお聞きするのはこれは無理なことであるので、私もそのまゝ引下つたのでありますけれども、幸い第一線の總司令である平田長官がお見えになりましたので、責任ある答弁を頂きたいと思ひますが、それはほかでもないであります。今の焼酎の濫売です、三百円乃至五百円という値引をしておる。その結果は脱税であるとか、或いは滞納であるとか、延いてはその会社は破産というやうな道程を辿ることはつきりしておるのであります。こゝういふやうになりました原因は、これは勿論業者も悪いであります。が、政府にも私は多大の責任があるんじゃないかと、どうも考えられます。その点長官はどう考えられますか。

又この業界が生死の關頭に立つておる現在において、政府はこれを救済するの心がまえがあるかどうか、あるとしますれば、どういふ方法で以ておや

りになるか、或いはこれを見逃しにするのかどうか、結果は国庫が損になることである。それで昨年度の滞納がどういふふうな整理されておるか。私の聞くとこよりますといううと、滞納整理というものは更にされておらない。十数億の滞納が今日ある。非常に政府にいたしまして金のお必要な時に、そういう金を僅かな四銭の利息を取るだけで不合理な資本を与えて置くといふことは、これは私はいかんことではないかと考へます。又業者としますれば、高利な金を借りまするよりも、政府に滞納をしたほうが四銭で済むことであるから、それが得だといふ不道德な觀念で滞納しておることである。將來ますます／＼殖えて行く、そこに持つて行つて濫売でありますから當然これは滞納は殖えて行くのではないと思ひますので、これらの対策等を承りたいと思ひます。

○政府委員(平田敏一郎君) 只今御質問の焼酎の業界、今お尋ねの通り現在相当混乱という言葉を聞いていかどうか知りませんが、濫売の傾向がありまして、これに對しまして何とか対策を講ずべきではないかという情勢に來ておるやうに私も見受けております。この原因をいたしましては、これは私から詳しく申上げるまでもないかと思ひますが、一つはやはり焼酎自体の性格と、それからやはり戦後におきまして、今までの業者だけにこの免許を独占せしめるのはどうも不適当だといふので大分新規の免許も実は与へたわけでありまして、その結果といたしまして新規の業者が大分殖えまして、そ

ういふところからしましても競争がお

のずから烈しくなるといふ傾向になつて来ておるのであります。焼酎の本質から申しますと、品質の上においてそれはどの差がない値段で競争する。而も能力がいろいろと、蒸溜機を或る程度拡大すれば能力は簡単に殖やし得るといつた点が今まであつたのですから、今そういう点から競争がおのずから激化しやすい状況になつて来ておるわけでありまして、この辺一般の企業に通ずる戦後の企業の特徴と、それから焼酎業界の更に特有の事情とが重なりまして、実は相当取引上の行き過ぎた競争が行われた、こういう傾向になつておる次第でございます。昨年も実は少しそういう傾向が烈しくなりましたので、政府としては余り望まなかつたのであります。止むを得ない方策として、大蔵省令を以てまして出荷の規制をいたしたわけでありまして、これによりまして若干収った点もありませんが、同時に又非常にいろいろな規制から来る悪い面もありましたので、この三月減税を期しまして、一応今までの政府の一方的な規制はやめるといふことにいたして今日に参つた次第でございます。最初のうちは減税の効果等も現われて、それほどではございませんでしたが、それが昨今になりまして大分又激しくなりまして、最近の傾向は特にどうも行き過ぎた値引き競争が行われているように見受けられます。これに對しまして私どもも何とかやむを得ない対策を講ずる必要があるのではないかといふふうに考へておる次第でございますが、先般又物価改訂案がございまして、酒税改正法によりまして、成るべくこのような意味の統制は、業界の自主的な統制を

主としてやるほうがよからう。戦時中のように原料がなくなつたために止むを得ず、いや応なしに配給なり価格の統制をやるといつたような時代の統制は、これは政府が責任を持つて一方的にやるのが私はいふと思うのですが、そうじゃなく、最近のようなそういう混乱に對処するための統制といふのは、これはむしろ組合の自主的統制に待つのが方法としてはいいのじやないかといふ方向で考へておるわけでありまして、私もできるだけこの組合を早く置きまして、組合で自主的にこのやうな問題に對する対処策を考へてもらいたい、こういうことで進んで来たわけでありまして、遺憾ながら若干遅れますが、全国の組合連合会が結成いたしましたのがまだ少し時間がかかるようでございます。八月の中頃にはできるのじやないかと思つております。それまでに今の混乱しているのをどういふふうに行つて行くかといふことで、実はこれも二、三日来相談いたしておるのであります。私もとしましては、先ほど土田さんから御指摘がありましたように、実はやはり脱税とか滞納とかといふやうなことを余り甘くすると却つて不正競争を多からしめる、むしろそのほうはきちつと法律通り適正に実行して行くといふことをむしろ考へたほうが、こういう非常に行き過ぎた競争を排除する意味においてもいいのじやないか、そういう意味からいたしまして、先般来考へておることもすでにやかましく言つておるのではありませんが、なおそれにもかかわらず行われている状況でございます。併しこのことは非常に行き過ぎましたこととでございますので、特にそういう趣

旨を国税庁としましては改めて方針を明らかにいたしまして、行き過ぎた競争は少しでも柔らかなるよう措置をしたい。それからまあ差当りといひましては、むしろ業界の自衛によりましてできるだけそういうことを禁ずるやうに、政府で少くするやうに措置をとつてもらひまして、組合ができませんれば、組合で即刻こういうことに對して根本的対策を考へてもらひまして、必要に応じて消費者にも迷惑をかけるやうな方法を考へて行く、というやうな方法でこの問題を解決したかどうかと現在のところ考へております。であります。大分最近の情勢はひどいやうなところもあるやうでございます。その辺のところはよく見究めまして、更に必要に応じて必要の措置はとつて行くつもりでございます。今のところはそういう考へておる次第でございます。

○土田國太郎君 そのお気持はよくわかるのであります。これが實際が伴わないと何にもならぬ。私が先ほど伺いました滞納問題、これは十数億の整理が更に済んでおらんとするところ、こういうやうなあなたが今申されたように、値引き競争が激しくなると。又その上に滞納を重ねなければならぬといふ情勢で、私はこの際一罰百戒の意味を以てしまして、滞納処分を断行される気持はあるかないか。以前は滞納でもしなれば、製造停止をどうんぞ命ぜられたものであります。今日は相当の大企業者が平然と滞納をされておるやうな状態でありまして、この点は思想問題から行きまして、又会社の経営から行きまして、誠に面白くないと私は考へます。又国家といひまして甚だこれは迷惑な話であります。この際一つ断固として滞納を整理するお気持ちがあるかどうか、一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(平田敬一) 私も土田さんの基本的な考え方と全く同意見ですが、従ひまして新規の滞納に對しては、いさしくもゆるがせにしない、きつちりやつてもらひたい。ただ過去におきまして生じまして、現在累積しておるものにつきますと、一挙に一掃にお話のやうな措置をとるか、或いは或る程度計画を立てさせまして、成算がつくものならば、その計画を実行せしめて或る期間内に滞納を片付けるという方向で行くべきであるか、これは率直に申しまして私も相当深刻に突はいろ／＼議論考へてみたわけでありまして、であります。現在の段階といたしましては、今お話を上つておるやうなまあ何年かの溜りにございまして、これを一遍に急激に処分をやりましても又どうも如何であらうか、むしろ計画を具体的に立てさせまして、それに従つてやることにして、その計画通りに行かなかつた場合におきまして、そのときに必要な措置を新規の滞納と同じやうにどし／＼とつて行くといふやうな方向で、この問題を片付けるのが一番まあ常識的でいいのじやないかといふ方向で、実は目下各社ごと具体的な滞納額と完済計画といふものを立てさせておりました。すでに一部実行させております。それからなお滞納が殖えておるじやないかとおつしやいます。無論これは過去一年ぐらゐの実績を調べてみますと、まあ非常に輕微であります。が、少しづつは減つておりますので、これを更にそれ／＼実情にも合ひ、且根本的な問題に即應するやうな計画を立てさせましてやつて行く。でその計画通りに行かなかつた場合には、これは私はもうお話の通り必要な措置をとつて行きまして、それで片付けて行くという方向に行くのが一番いいのじやないかと、こういうつもりで進んでおりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○野澤勝君 局長さんにお伺ひいたします。この法案を見ますと、誠にまあ社会的にはいい法律でございます。が、(笑)非常にまあ喜ぶものでござい。すが、だが併し脊の喜びといふことがござい。すが、これは脊の喜びになりはせんかと思ふのでござい。す。な。というの、中小企業金融公庫の二十八年度の予算が百五十億、そうすると全国の製酒業が三千八百戸、今聞くとそこによると、販売業が八万戸、そうすると大体借り得る資格のあるものは計八万三千八百戸でござい。ます。まる／＼百五十億全部借りても僅かなものでござい。すが、おつとどつこいそう行かんやうでござい。まして、このうちどのくらいを予定しておるのか、その点を一つお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(渡辺喜久) 正直に申しまして、中小企業金融公庫の資金の中で酒屋さんにどれくらい行くといふたやうな計画は実はまだできておりません。一応我々が考へてこの法案に入れましたのは、中小企業金融公庫法の中にまあ幾つか借り得る組合の名前が

載っておりまして、で同時にまあ個人におきまして中小企業のかたは借り得る、こういう制度になつておりますものですか、この組合におきましては、やはり一応借り得る資格は持たせておいていいのじやないだろうか、具体的にどういふふうに借入の話が進むかというところにつきましては、他の業態との見合いもございまして、どういふことになりまして、もう少し中小企業金融公庫が動き出す姿を考えまして上で、同時に酒屋さんのほうの資金の必要のまあ姿というものも見合せた上で、この借入の計画を進めて行つたらいのじやないだろうか、かように考へております。

○野澤勝彦 私はこの酒屋さんに成るべく資金を融通して頂きたいのです。そうして成るべく安い酒を飲ましてもらえらるるにしたいという考へ方からさう申すのでございまして。ところがどうも中小企業金融公庫というものは、なか／＼これも借り得るには酒屋の何と言いますか、中小企業の中でも小規模の中小企業者には余り来ないのじやないかと思うのです。と申すのは、これは自由党の中小企業の見解でございまして、この中小企業金融公庫の目的、次に定義というのがある。その二条を見ると、「この法律において「中小企業者」とは、「これはやはり池田田イデオロギーであります。依然として池田田イデオロギーであります。」「左に掲げるものをいう。」「資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三十人、飲食業を主たる事業とする事業者につ

ては千人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行つもの。」「こういうことになつてゐる。この「以下」というのが曲者でございまして、「以下」となつてゐるのであるから、それ以上にはならなければならない、大体標準というものをちやんと二、三百人に置くのであります。私が池田田と論争したときに、その中小企業の感覚が違つたとき、その中小企業としてあるけれども、賢明なる諸君御承知のとく、一体二、三百人の従業員を持つてゐるというのとは東京や大阪にはざらにあるかも知れませんが、田舎あたりにはないものであります。又この法律の恩恵にせめて浴せんとおつていた酒屋がこの枠にどのくらいはまるかという、これはなか／＼容易ならざるものがある。誠に今日の法律で便宜なのは組合が一括して借りて、そうしてそれを組合員に貸与する、この点がやや便宜になつてゐるといつた点でござい

でありますから、あなたがたは本当に中小企業者としての酒屋業界にこの資金をどのくらい廻したいという気持があるのですか。又どのくらい努力したいという気持があるのですか、どういう見解か。この点一つお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員（渡辺幸久通君） 酒屋さんには実はいろいろ種類がございまして、清酒、ビール、まあビールなんというのとはちよつと中小企業には入らんけれども、焼酎、合成酒といふ／＼あるわけでありまして、まあ清酒業者のほうを、主としてお話し人数の点なんからありますが、三十人くらいという程度、お話しになりますのは清酒のほうじやないかと思ひますので、取りあへず清酒業者のほうの金融関係について一応我々の考へてゐることを申上げますと、大体資金に入用な金というものは二つに分れるわけでありまして。一つは酒造期前に米の買入れとかその他原料の仕込資金、これは大体一応季節的な産業でございまして、仕込前に相当の金が必要で、これを金融を受け、製品にし、これが大体一年或いは一年ちよつとの期間に一回転しまして戻つて行く。この点につきましては、かなり普通の酒屋さんでございまして普通の銀行……、地方銀行を中心とした普通の銀行から金融は相当つてゐる。もう一つは長期信用銀行、或いは今度の中小金融公庫とか、こうした各方面三つくらいが大体ルートとしてあると思ひますが、その三つにおきましての資金の許す限りできるだけそうした需要に応ずるやうに我々としても努力したい。額として今すぐどれくらい融通できるだろうかという点は、遺憾ながらこの場でお話しだけの材料を持つておりません。

○菊川孝夫君 只今土田さんからお尋ねになつて、焼酎の醸造という点についてお尋ねになつたら、平田さんのほうから、業界の出荷統制というやうな点で御答弁になつたのですが、我々考へるのは、醸造というのとは実はどういふ程度を醸造と言ふのか。値段が下つて来たから醸造だといつて主税局のほうで押えるということになりますと、利用者側からしますと、例えば綿の値段が下つて来るからすぐ紡績の操短だ、それから酒の値段が下つて来るからこれは国税庁のほうで防いだということになつて来ますと、これは資本主義の悪い面がそこに現われて来ると思ひますが、焼酎というのには安いものをできるだけ、特に焼酎階級というのには労働者、農民、国民の酒を飲む中でも一番生活程度の低いというか、生活の余り高級な者ではないので、いい人は皆特級酒を飲んだらウイスキーを飲む。これはさうひどくはないが、酒を飲まなければおれない人が飲むので、少しでも安い酒を飲むということになればいいことだと思ふのですが、ただあなたの言われた、一方において大事な国税を滞納した分だけを醸造してゐるということになると、これは問題があると思ふのであります。滞納さえないで正しく税金を納めたその上で、自分のマージンをできるだけ少くして大衆にサービスするということに結構なことだと思ふのですが、その醸造について、平田さんがトラスト、カルテルという考へ方の上に立つて、或る程度業界でも統制させるのだというところは、仲間が一緒になつて自分たちの利益を守る、これは或る程度守るのは結構ですが、限度を越えまして消費者に迷惑を負わせる。その消費者と

いうのは酒を飲む中でも一番下層階級といつては語弊がありますが、一番生活の苦しい人が焼酎を飲んでいる。いい人だつたら特級酒を、一級酒を飲むのですから、それらの人の需要に成るべく安い焼酎を飲めるようにしてやる。その焼酎がいけないければ、そういうふうになつていけないのだつたら、酒のほうはお結構だけれども、酒も安くしてくれればいいのだが、安くなるといふならばこれは結構な状態だと思ふのですが、その点今の御答弁を聞いていて、ちよつと我々としては腑に落ちない点があるので、もう少しはつきりと御説明願ひたい。濫売といふのはどんな程度のことを濫売と称するか、これに対して規制を加えるといふのはどういふことかといふことを一つ……。

○政府委員(平田敬一郎君) 菊川委員の先ほどの主税局長に対するお尋ね、或いは今のお尋ね、私非常にその精神につきまして実は敬服して承わつてゐるわけでありまして、私も酒税の行政につきましては、実は常に業界の正常な利益といふことと、それから酒税の円滑な徴収といふことと、それから消費者の利益、この三つを常に頭において成るべく適正な行政をやることに実は努力いたしておるわけでございます。先ほど余り業界だけのことを考へるのじやないかというお尋ねでございますが、勿論私もこれは大事な酒税を円滑に徴収する義務を負つておりますので、この利益は飽くまでも確保するように努めたいと思ふのです。同時に消費者の利益といふことは常に頭においてやつてゐるつもりでございます。先般の値下げに伴います公

定価格の再改訂の際にもこれを申し上げますと、土田さんのほうから国税庁は消費者のことばかり考へ過ぎるという御批評を、お叱りを受けたこともあつたくらいでありまして、入場料は御承知の通り下りましたが、余り料金が下らないので問題があつたのですが、酒税のほうは酒税が下つた機会に更に数量が殖えましたので、業界にも勉強してもらひまして、消費者にサービスするという意味で十五円近く実は各業界を通じて勉強してもらつたわけでありまして、これは一にかかりましてやはり業界の製造業者の利益を考へると同時に、先ほど菊川委員のおつしやいふことを考へましていたしておりましたのでございまして、その辺も御了解願ひたいと思ひます。

それからその次は、今御指摘の統制の問題でございますが、これも御懸念の点は確かに私もさういふことは常に頭に入れます、正しい統制をやつて行くように導かなければならぬと考へてゐるわけでありまして、ところが最近までに行われました業界内部の値引き統制といふことは、率直に申し上げまして生産者と卸売業者と小売業者と、この三つの間における実はいろいろな競争関係といふことになつておりまして、なか／＼消費者のところまで及ぶような競争が到底行われないうち、そこはいろいろ理由があると思ひますが、今まで行われております実情から申しますと、結局業界の内部における何と申しますか、そのとき／＼における適当な割引競争といふたようなものがありまして、その結果どうもお互いに困つてしまつておる

というやうな事になつておる。そのやり方がややもすると濫費を導くやうな結果の勉強といふことにもなつておりました、これは本来の公正な意味の競争という角度から行きますと、必ずしも当を得ていないといふやうな行き方になつておるやうであります。そこでやはりこれはその結果といたしまして、業界の利益が失われるといふことになり勝ちであります、それからもう一つは今御指摘になりますやうに金に及ばなければならぬといふことで苦しまぎれに一時さういふことをやる。誰かがやりますといふと、ほかの人も附いやすつてしまふ。さうしてお互いにも面白くない結果を來たしておるというのが最近までに行われました実際の状況であります。その辺をよく考へまして、消費者の公正な利益は飽くまでも確保するといふ建前で、業界も安定し、且つ酒税も円滑に入つて来るという線を狙ひまして、健全な統制が行われるようにしたい、業界の自主的な統制に成るべく委ねたいといふことを申し上げましたが、勿論統制については政府としても嚴重な監督を加えるわけでありまして、結局において統制に關する規定を設けました場合において、これは大蔵大臣の認可を要することになつております。更にその際におきまして、公正取引委員会等とも協議してきめるといふことになつております。御懸念のやうな点は私も自體方面においてもそれ／＼十分配慮して、飽くまでも各般の見地からしまし

て公正な調整が行われるように私ども

としてはできるだけ注意を配つて善処して参るやうにしたいといふように考へております。御了承を願ひたいと思ひます。

○菊川孝夫君 今酒税の保全の法律を審議しておるその際に、たま／＼焼酎業界における滞納問題のことを土田さんの御発言で、根拠のないことではないと思ひます。特に清酒業界と焼酎業界との關係から考へて、土田さんの発言ですから、恐らく根拠をお持ちになつて、委員会において速記が付けておるのですから御発言になつたものと思ひますが、政府は酒税の保全をやる、焼酎業界においてやらなければならぬときに滞納がある。一体滞納といふのは、消費者は実際はもう税金を納めておるわけですか。だから業界の悪徳行為だと言つても過言でないと思ひます。消費者からは税金を込めてある販売代金を取つておる。濫売にしても潤つてゐない。業界だけであつても汁を吸つてしまつておる。そこで又これを組合として今後相当補助金も出して認めて行くといふわけでありまして、さういたしますと、こゝろの今度資金の融通の難旋も認める。それで中小企業は今野溝さんも言つたやうに、中小企業の難旋といふのは、大体私の承知しておるところでは、焼酎業者といふのは清酒業者よりは規模が大きいのでないか、中小企業の中でも中に属するのじやないか、特に俗に代表的と言われている会社のごときは株式の相場も相当よい値段で取引されておるし、業績も挙つておると見なければならぬ。さういふ業界において滞納がある

といふことは、これは労働者や農民の本當のやうな階層が飲んで税金を納めておいたやつを、業者が滞納してはかのはうに廻すといふことになつたら、これは由々しい問題であつて、酒税保全の法律をもう少し考へ直さなければならぬといふことも出て来るのであります。この点について一つこの法律をもう少し直す際にその点を何とか整備することも考へる必要があると思ひますが、これは御検討の余地はないのでありまして、長官から御答弁を願ひたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 今焼酎、合成酒などの滞納に關しまして御質問がありました、大体菊川さんが御存じのやうな一流の会社は滞納しておりません。二流どころの而も戦後に少し拡張したやうなところで滞納しておるものが大分ございまして、それから小さいメーカーの間に滞納がございまして、それでこれは過去四、五年の間はどうもいろ／＼な悪条件に攀れまして、先ほど申し上げましたやうな悪い意味の競争に捲き込まれて、その結果どうも必ずしも健全な経営をしていない。これは経営者を責めるべき理由と全体の情勢と、この二つが理由になつておると思ひますけれども、この滞納を片付けなければならぬといふこの根本の趣旨については私も私も全く賛成でありまして、これは一刻も早くやりたいと思つておるものであります。ただ先ほど申し上げたやうに、一遍にこの滞納処分を強行して売却して片付ける、さうすると欠損になる虞れも多分にあるのでありまして、さういふ方法をとるか、或いは滞納の状況によつて一年なり或いは二年なり、或いは場合に

と

よつてはもう少し若干三年という間に計画を立てさせまして、それについては主務官庁が責任を持つて命じておいて、計画通りに行かない場合においては必要な措置をとるといふ方法で片付けたほうが今の情勢から言つてよろしいのじやないかという趣旨で滞納を片付けたと考へておるのであります。決してないがしろにするわけではないので、我々は飽くまでも正しい計画を立てさせまして、その計画については責任を負わせてやらせて、それで行かない場合には必要な措置をとつて行くという方向で行くならば、大体において解決すると思ひます。

それから土田さんのお話になりましたが、恐らくこの資金の厄介になりましたのは、先ほど主税局長からお話があったように酒の業界が一番利益を受けることが大きいと思ひます。これは昔から納税については実は非常に立派でありまして、滞納も殆んど絶無ではありませんが、殆んどないと言つてよいほど非常に好成績を戦争中から戦後にかけて挙げてもらつておるわけでありました。この組合法の恩恵を受ける大部分の人々はそういう人々であります。これをこの際はつきり申上げまして、御参考にいしたいと思ひるのであります。

○土田國太郎君 この中小企業金融公庫の恩恵を受けるのは、私はこう考へておりますが、間違ひがあつたならば御修正をお願いしたいと思います。焼酎業者は税務署ごとの組合の組織をしない。それから決して単位の組合を組織しておらない。従つて組合が連合して資金を借入れるということも不可能な状態にあると私は考へておるが、政府

の御所見はどうであるか。この金庫の金融を受けるものは清酒はメーカーでありまして、中より小業者であります。これらの醸造業者の従業員数はどれくらいであるかと申しますと、平均大体三千くらいであらうと考へます。清酒業者というものはそういうものがこれに組合を組織いたしまして、政府から金融を受け、組合の役員が保証して組合員に金を貸しておつたのであります。そのような法律を今回追加されたとは私は感じております。そういう意味におきまして、私は滞納しておられるかたへは、この金融の恩恵に浴し得ない立場にあられるかたへである、こゝういふふうにお考へております。又それは只今長官の御説明の通りだと考へております。その点主としてこれは販売業者、或いは清酒メーカーに重点があるのではないかと、こゝういふふうにお考へておりますが、これをもう一遍確認しておきたいと存じます。

なおこの焼酎の滞納問題であります。これは只今菊川委員の御指摘の通り安いことは誠に消費者としては結構であるのであります。こゝういふものか、この焼酎の滞納は途中で消えてしまつて、消費者のところへは一銭も安くないのが今日の実情である。これは誠に奇怪なものである、こゝういふふうには私は考へております。同時にメーカーが滞納し、半面脱税までもあえてするといふような状況に立至つて、さうして滞納をするといふことは、菊川さんの御指摘の通りに誠に不満に堪へない行動である、こゝういふふうには私も考へておりますので、この滞納が下

部まで徹底して、消費者まで安い恩恵に浴するならば、あえて私は何をか言わんやであります。それでなく途中でこの不当利益が攫取されているような現状であります。この点は私も実は酒類の行政のいづれに欠陥があるのではないかと、こゝういふふうにも考へ得られますが、その点政府の所見はどうでありますか、お伺ひいたします。

○政府委員(渡辺喜久造君) 今度のこの酒類保全の法律につきましては、大体今御指摘になりました、中小メーカーを中心とした組合といふものを主として頭に置きまして、さうしてそこにおいて仕事が出来ぬ途を開いたこととは土田委員の御指摘の通りであります。ただ、一応全体を通じての他の法律との釣合ひも考へまして規定ができておりますので、必ずしも税務署単位の組合でありません。こゝに規定してありますように、資格に該当すれば一応借りの資格、可能性だけはあります。ただ併しそれが現実の金になつて借りられるかどうかという問題になります。これはちよつと別問題で、むしろ具体的な事実として、余り妙な会社が入つてくる組合であれば、或いは借りられないといふたような問題が実は起きて来るのじやないかと思ひますが、法律の上から行きますと、その点は運用の次第に任してある、こゝういふ建前になつております。

なお滞納の点につきましては、先ほど来長官からいろいろお話がありましたので、私付加することはありません。我々のほうの見地から見まして、大体焼酎は現在小売価格が一升三百円になつておりますが、税金が非常

に大きな部分を占めており、従つて更に中間のマージンがございますので、一応公定価格をきめるときにおきましての製造業者の手取りといふのは九十八円五十銭くらいに実は見えています。ところが現実には最近頻りに行われております値引きの話を聞きます。九十八円五十銭の手取りといふのに対して三十円くらい値引きしておる。こゝういふふうなことを聞きますので、さうなりますと、我々が考へておりますようなコストの面からいいますと、とても菊川委員のおつしやつたように普通のマージンを節約したといふ仕方ではある程度の値引きよりはちよつと度をはすけているのじやないか、結局さういふことが出て来るのは、一つには税金の問題が一応あり、同時に或いは滞納とか、或いは脱税とかいつたような問題がそこに可能性が出て来るのじやないか、こゝういふ問題があるものでございますから、如何にも九十八円五十銭が製造業者の手取りであるべきはずなのに、それを三十円も値引きしておる。これは如何にもひどいじやないか、これは滞納といふような名前に値するのじやないか、こゝういふふうなわけで実は問題としておるわけでありまして、長官も言われておりますように、正常なコストの切下げによつて安く売る、こゝういふ姿であれば我々はむしろそれは奨励こそすれ問題にする必要はない。今お話ししたようなところから御推察願えます。それで、どうもその値引きの度が少し過ぎてゐるのじやないか、これが一応滞納といふ問題の姿において我々が問題にしておるわけでございます。その点補足して頂きたいと思ひます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないやうであります。質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○小林政夫君 賛成をいたしますが、これは言わんでもいいと思ひます。けれども、中小企業金融公庫法の施行と、この法律案の施行とは同時にやるということと賛成をいたします。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないやうでございますが、討論は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手續は先例により委員長に御一任願ひたいと存じます。それから多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名
森下 政一 西川甚五郎
小林 政夫 菊川 孝夫
青柳 秀夫 岡崎 眞一

藤野 繁雄 山本 米治
三木與吉郎 前田 久吉
土田国太郎

○委員長(大矢半次郎君) 次に、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案を議題といたしまして、これより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もないようでありまして、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は先例により委員長に御一任願いたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

森下 政一 西川甚五郎
小林 政夫 菊川 孝夫
青柳 秀夫 岡崎 眞一
藤野 繁雄 山本 米治
三木與吉郎 前田 久吉
土田国太郎

○委員長(大矢半次郎君) 次に相続税法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑を願います。

○菊川孝夫君 相続税法の一部改正の、包括遺贈によつて取得した財産についてはその都度相続税をとる、こういうふうになつておりますが、その改正要綱を見ますと、この包括遺贈というのと、それから贈与及び特定遺贈によつて取得した財産については云々、こういうふうになつておりますが、この包括遺贈というのは死亡した人がその遺産というものを全部一人の人に渡した場合、これを稱して包括遺贈と称するのである、その点一つはつきり。よくこの法律を研究してみたいのですが、僕ら納得が行かないのです、具体的な場合を……

○政府委員(渡辺喜久彦君) 包括遺贈のことについて御質問がございましたが、包括遺贈というのはごく常識的に申しますと、いわゆる被相続人の財産を亡くなられたその機会におきまして、遺言によりまして全部例へば自分の相続人でない相続人、自分の財産を一括して或る特定の個人に遺贈する、或いは一人の人に遺贈することもあり、或いは甲という人と乙という人と半分ずつ遺贈するとか、そういうふうにある特定の財産を指定して、例へば土地、家屋というものを誰にやるとする場合、これが特定遺贈であります、その特定遺贈とまあ相対する概念でございますが、自分の持つてある財産の半分を誰にやつた、或いはこの全部を誰にやつた、或いは甲乙丙にこれを三分の一ずつやつた、こういうふうな形で遺贈されるのが包括遺贈でございます。

○菊川孝夫君 次に、この基礎控除額を現行三十万円を五十万円に改訂され、それから贈与の場合には十万円、

こういうことになつておりますけれども、この贈与と相続の場合とを非常にこういふふうな差額を設けられました理由ですね。この贈与と申しまして、贈与か相続かよくわからん。まあ贈与というのはあなたの方では生きてゐるうちの場合を言つてやつておられるのか、それとも或いは死んだ人のやつは他人に對してやる場合にでも一切これは相続と見て相続税になるのか、この点を……

○政府委員(渡辺喜久彦君) 現在は御承知のようにまあ遺言制度がございせんから、相続と言いますと、被相続人の死亡による財産の承継ということになると思つておられます。それ

でその被相続人の財産が相続人に承継せられる場合が相続で、それは相続人に原則として……相続人にも遺贈の例が例外的にあるようですが、ごく概括的に申上げさせて頂きますならば、被相続人の財産が相続人に承継される場合が相続。それから相続人以外の人に贈与される場合、これは死亡を機会に贈与される遺言によつて贈与される、こういう場合が遺贈に當る。こういういふずれの場合にも、或いは死亡を機会としてと言いますか、或いは死亡を原因として財産の承継が行われるというので、これは相続税の對象でございます。

まあ今言つたような姿になつて相続税が課税されて来まして、相続税につきましては累進税率による税率適用もございまして、割合によく行われますことは、相當の財産を持たれておられるかたが何回も分けて自分の財産を生前に自分のまあ息子さんなりお嬢さんに贈与しておくと、これによりまして、相続の機会に相続によつて移る財産をまあ減らしておく。そういうことによつて相続税、まあ贈与税をこめての広い意味の相続税ですが、相続税の負担をできるだけ軽くしよう、という考え方なされるかたが実はよくあるのでございまして。従いまして、そういうふうな贈与のほうはこれは比較的の自由意思によつてなされるのが普通でございまして。而も又どの程度の額を贈与する、ということが自由意思といふことにもかかわるわけがございまして、従つてこれが相続税自身の負担軽減に妙に悪用される、これは、これは負担の公平の上から言ひまして、望ましくないという考え方が大体各国の相続税のことにもあるものでございまして、そういう観点からしまして、相続の場合には基礎控除にしても、税率にしても或る程度軽くしてもいいのではないかと、こういうふうな考へて、一応の税率を作つたわけでござい

ます。○菊川孝夫君 そうしますと、この要綱の一はわかりましたが、二と三の比較をいたしましたときに、同じように、この死亡保険金にいたしまして、退職金にいたしまして、その遺族が相続財産というものが殆んどない。そうすると、退職金と死亡保険金というの、これは相続する財産と

みなしても差支えない。今働いてゐるようなものは、何にもあとに残すものがないので、ただ死んだときにたまたま会社からもらつた金、或いは保険金があつたからという場合、これは相続財産と殆んど違わないのじやないかと思ふのですが、にもかかわらず控除額について五十万円と三十万円との差額を設けられた理由はどこにその根拠があるのですか。

○政府委員(渡辺喜久彦君) まあこの書き方が不十分でございまして、誤解の種になつてゐるんじゃないかと思ひますが、法律でやろうと思つておりますことは、今お話のような点もございまして、死亡保険、退職保険につきましては、先ず三十万円を控除しまして、その残りがございまして、その残つた金額、三十万円を超過する超過額だけをほかの相続財産と合算して、その上で更に五十万円の控除をする。こういうことを考へてゐるわけが、従ひまして若し或るかたが、ほかにも金然財産がない、ただ死亡保険だけが八十万円あつたといふことになれば、而もそれを相続されるかたが一人のかたであつたといふような場合におきましては、死亡保険から三十万円先ず引きまして、五十万円だけが一応相続財産になり、更に基礎控除として五十万円差し引かれますから、その人は八十万円死亡保険を受取るにしても相続税の課税の對象にならない、こういうふうな法律は作つてあるわけが……

○菊川孝夫君 わかりました。その次に、延納制度についてちよつとお伺ひしたいのですが、現在都市においては或る程度処分でき得ると

られる、併し一回の延納額が一万円を下ることはできない。これは実は非常

に用語が言葉足らずで誤解があると申
いますが、考え方としましては、こゝ

いう事例でお話したらいいと思います
が、一万五千円である場合は、これは

最初の第一年に一万円、二年目に五千円、こういうふうにお納め頂きたい。三万五千円であれば一万円ずつ三手

納めて頂いて、終いの四年に五千円納めて頂く、そういうふうに考える。願

に五万円であれば一万円ずつ。六万円
であればこれは毎年一万二千円ずつ五

年間に納めて頂く、こういうことに法律のほうでは実は詳しく書いてござい

まずが、用語のほうは些か言葉足らずで誤解を招きやすいことになつていて恐縮でございますが、考え方としては

そういうことになっております。一万五千円でありますと、第一年に一万

円、五千円は二年目に納めて頂く、こういうことで立案してございます。

○菊川孝夫君 国税法の改正は非常に法律の改正案だけ読んでみますとわか

りにくく、我々は用語で研究させてもらつたのですが、用語を見てみると、非常にどうも……お話であつた用

語ですけれども、一万円を超えるときは五年間の延納は認めるとして、一万

円を下ることができないというのは延納にもなんにもならないので、一万一

千円ですか、あとの一千円だけ余計納めるといふことになるわけでございます。

○政府委員(渡辺喜久造君) さようで

うございまして恐縮でございます。

○菊川孝夫君　じや、あととほ保留にし

まして……。

○委員長(大矢半次郎君) 相続税法に對する質問は、都合によりまして一時後廻しにいたします。

○委員長(大矢半次郎君) 次に關稅定率法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。御質疑を願います。平田國稅庁長官及び徳永通商産業省裁縫局長が出席しております。

○前田久吉君 今、新聞界で大問題になつております新聞紙の關稅引下問題について、裁縫局長のお考えを承わりたいと思ひます。衆議院でも議員提案になるようでありまして、參議院のほうとしましては議員提案をさせて頂くことになつております。先ずこの新聞紙の關稅關係と、それからほかの見地から見ました新聞紙その他の原木の問題、これをお伺いしたいと思ひますが、大体今回の九州なり和歌山におきまする水害等も余りに山の木の伐り方が荒くて、それが大きな禍いをなしておるというのを通産當局も認識されておると思ひます。それから新聞界に大きく問題になつておりますことは、現状の需給情勢では新聞の価格というものがよほど大幅に引上げなくちゃならぬ。日本の現状として物価の引上げというものは、これは好ましくあらんというところは通産當局も十分お考えの点であると思ひます。局も十分お考えの点であると思ひます。あとで申上げますが、国内のメーカーを圧迫するかどうかという問題を併せてお伺いしたいと思ひますので、年間二億五千万石今日需要になつておりますものを、生産からいたしましたものと一千万石前後の不足を來たしてゐると

いうことは、無論通産當局は御認識しておられると思ひます。それから紙の需給問題であります。通産省から大蔵省當局に提出されておりますこの表を見ましても、今回輸入いたしました量が千七百十四万ポンド、これは今日新聞紙が使つております一日約二百八十万ポンド前後といたしまして、七日分でありまして、今回輸入せんとする紙はたつた七日分でありまして、而して五、六は別といたしまして、この七月はこの輸入をいたしましたも三日半の手持しかメーカーには残つておらないと思ひます。八月に至つては五日分、九月に至つては一週間分、十月には六日分、十一月、十二月が約一週間分、丁度この一週間分輸入いたしましたも、手持一週間分しか余裕がないという現状であります。昨年は二十四日分新聞紙というものが保有されておつたのでありますが、現在は需給關係としてはこういうことであるが、これは通産省でお作りになつたものかと思ひますが、これにはお伺いしないかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(徳永久次君) お尋ねにいろいろな事項がございます。その一つが、原木の事情と新聞紙の生産との關係のお話でございます。これは、御承知のように原木の日本の年間の全体の消費といたしまして、大体三億三千万石、その程度のもので年間の消費量でございますが、ところがそのうち製紙用として使つておりますものは、製紙用と申しますか、製紙用のみならずパルプ全体、化粧の原料になります。レーヨン・パルプ、紙の原料になります。その、両方含めまして消費いたしました

おりますものは、今年で見まして一千七、八百万石、大体そんな見当のところでございまして、全体の比重から考えますならば、二億何千万石に對しまして二千万石足らずでございます。まあ概算八割見当しかならないというふうな統計上相成つておるわけでございます。従ひましてまあ私も森林の資源の問題には非常に關心を持しまして、パルプ業者にも森林のあとに植林、撫育につきましている。關係業者として努力するごとく指導は極力やつてゐるわけでございます。又それによる効果も挙つておりますけれども、今御質問ございましたように、この新聞紙の輸入問題と原木の問題までこの問題を掘つてお考えになるような点は、数字的に見ますと、いささか少し誇張した言ひ方をすれば、縁の遠いところまで問題が持ち上げられ過ぎていると、そんな感じが私ども数字上するわけでございます。それはともかくといたしまして、目先の需給状況につきましましては、新聞紙はその新聞紙の需要の増加もございまして、国内の生産も逐時上昇いたしてゐるわけでございます。今頃は月五千万ポンド程度もうろつていたわけでございますが、それが本年はすでに七千万ポンドの上を廻つてゐるわけでございます。暮頃になればそれが更に八千万ポンドというふうな数字に相成つております。先ほどこれは大蔵省のほうから数字が配付になつたのをもちひてお話をしようにしようとお聞き取りいたしました。この現在の設備能力、最近におきまして生産状況その他を見まして、

生産の推定をいたしておりますが、その生産の推定とこの需要につきましまして、これは新聞紙のほうから需要を頂戴いたしておりますが、その需要、これは新聞紙の需要の新聞協会からお出し頂いたものが百パーセント正しいかどうか、これは推測も入つておりますので、あれでございますけれども、私もその数字は全部その通りの需要があるものというふうな仮定いたしました。需給推算をいたしておりますが、先ほど御指摘ございましたように、目先のところ若干窮乏な状況が加わつております。これは先般この王子その他の製紙工場におきまするストの影響もございまして、ストツクが減少してゐるという事情もございします。私もとしましてはストツクはもう少し多いほうが望ましいというふうな事情も考へて、又ストが當時の程度長く続くかも知れないというふうな事情もございしたので、新聞協会の御注文といひますか、輸入さしてもいいたいというお話でございます。それが私どももまあ御希望通りの数量を大蔵省その他と連絡をとりまして、為替資金を用意いたしまして輸入の手配をいたしたということに相成つております。差当り調査の際に只今御指摘ございましたような千七百十四万ポンド分の外貨資金の輸入の手配をいたしたのであります。更に若干のところこれに追加いたしまして、新聞協会のほうからもう少し輸入をいたしたいという御希望もあるようでございますが、そう大きな数字でもなければストツクの余裕の弾力性といひますか、というふうなものをお考えまして、若干は更に追加希望があらましても、それ

を認めて然るべきではなからうかと、さうに考へてゐる次第であります。○前田久吉君 需給關係は窮乏だとお認めになりますか。○政府委員(徳永久次君) 需給關係につきましましては、このストが済みました直後でございますので、目先窮乏でございますが、先ほど申しましたように、輸入の手配が行なわれております、それ等を考へまして、私どもの推定いたしておりますのは、七月末といひまして九百七十万ポンド、それが十二月になりますれば、逐次ストツクが増加いたしまして、三千万ポンド程度にはなるものと、先ほど申し上げましたように、一応は新聞協会から御提出願つた需要がその通りあるものといひことにいたしまして、なお且つ三千万ポンドの手持が残るというふうなことに相成るといふふうに推定いたしておるわけでありまして、○前田久吉君 裁縫局長に申上げておきたいのですが、新聞は一日と発達をしまして、新聞紙の消費は殖えて來てゐることは常識でもおわかりになつてゐることでしょう。日本の國家が發展すると共に新聞紙の發達部数が増大して行かないと、日本の文化は發展しないのであります。この意味から一つ需給關係の計画についても御考慮の中に入れてもらいたいのではあります。それから表をみると、十二月末の生産量は九千九百万トンというところになつており、設備能力は九千五百万トンとありますが、實際は月産生産量は八十三万四千ポンドという数字が今日では見込まれてゐる。我々はこの表を以て見まして、大体をうみておられます。これに對します消費量は八千二百九

十万ポンド、であるから差引き千八百十四万ポンドの余裕ということになります。即ちこの数字は輸入量の一週間の消費量相当の千七百万トンと余り大差がない。輸入ができぬと十二月に入つて一週間の分しかストックがないというところになり、冬場に入つて参りますと電力が潤渇して参りまして、いつも困ることは周知の事実であります。殊に全国新聞用紙の大部分が依存しておりますが北海道にあり、津軽海峡が毎年吹雪で輸送困難となり、始終入手は遅れ勝ちになつて来るというところも我々は考へておかなければならぬのであります。然るに一週間ぐらゐの手持ちでこの冬を越すということでは、非常に新聞界としては重大な問題であります。今年末の自給度は先ずそういう状態であるということをよくお考へを願ひたい。

私は時間の節約上、委員長から僅かしか時間を頂いておりませんので、次はこの程度の輸入によつて、果して国内メーカー工場に打撃を与へるかどうかという点で当局の意向をお伺ひしたいと思つております。戦前から一体新聞はどうなつておるかという点、昭和十九年と十一年の物価比較をすると、総合物価は三百四十倍となつております。ところが新聞の巻取紙は四〇・五・四倍、新聞の販売価格は、昭和十三年が一円二十銭であります。現在は二百八十円の価格ですから二百八十倍ということになる。こういうように新聞巻取紙の値上りと、新聞販売価格の値上りととは大きな懸隔があるのであります。我々新聞業界では日本の経済安定と文化保持の使命の

とに非常な困難と闘つて僅かに二百八十倍の値上げ程度で我慢しておるという情勢であります。内情は非常に苦しいというところは御理解願ひたいのであります。一方製紙会社の情勢はどうなつておるか。新聞紙製作工場、ボール工場の大きいところは北海道の苫であります。御存じのごとく終戦前、終戦直後の統制のそのまゝにずっと引續いて参りまして、当時より幾分か生産が増加いたしまして、それに対する割当の増加は多少ありましたが、現在に至つても新聞紙の需要はまだ十分に満ちておりません。従つて丸網式の仙花のようなものが市場に幅を利かしてゐるのであります。本場の新聞紙というものは以前の割当のまゝが續いておる。幾ら金を出しても購入できないう。こういう情勢であるということとは通産当局はすでによく御存じのはずだと思つております。ところが今日の製紙会社は相当高率の配当をし、会社は無償株を出したり、従業員は厚生施設を加算すると月収三万円以上のペー

スであり、賞与にいたしまして一年十万円程度の賞与が支給されておる。新聞社側では日本の経済復興という大きな問題に自割いたしまして、物価を成るべく上げないようにと努力しておる現状で、例えば海外に派遣しておる相当な古参記者ですら今日紙会社の材木運びの社員が得ている給料ベースすら取つておらないのです。新聞社の全従業員もよく日本の現在を承知して、我慢しているというものが現状であります。今度の輸入入れまする紙で関税の撤廃若しくは五%の定率引下げを今度提案してあるのであります。それに

いう、昨年と比べて下つたというお話であります。昨年度は十一月に新聞は初めて戦前に復帰いたしました。朝夕刊十二ベース、非常に遅れましたが、やつと新聞らしい新聞が整つて国民大衆に出すことができたような次第で、昨年も非常に変動がありました。が、今年は一月からずっと見てみまして、一頃苦その他旧王子系以外は、旧王子系は買おうと思つても買えないのであります。配給の続きで、幾分か増産分だけは増されましたが、現在では配給の増産分が足りておるのではありません。その他の中小メーカーは丸網その他の機械を改造いたしました。が、用紙の質は悪く、只今のような状態で大衆には誠に迷惑をかけておる。読みにくい新聞が横行しているのではありません。その紙は本年一月からずっと四月までは二十六円から二十七円、現在は二十九円に上つております。ずつと押されて二十九円になつております。が、今度の輸入は一底三十八ドルというところにいたしまして、約ポンド三十三円、これで、この価格で内地のメーカーを圧迫すると思われませんか。この点一つ御回答を願ひたいのであります。

それから戦前王子製紙が、樺太を持つておつた頃は、日本の新聞用紙といふものは全部王子一社で独占しておつた。独占企業になつておつた。そしてその当時すら輸入新聞用紙は無税であつて、三万トン前後入つておつたといふことはお調べ願へばよくわかると思つたのですが、三万トンか四万トンを越したからと云つて、内地メーカーを窮地に陥れるといふことは、戦前のあの王子の大勢力で、新聞社たりとも

王子に対しては頭を下げる以外はどうすることもできなかったという時代でも、相当な無税で輸入されておつた。そのくらのものは輸入されても我々のほうでは何ら国内メーカーを圧迫しない。それから現在の需要関係を見ましても圧迫しない。我々は内地のメーカーを非常に大切にしております。新聞用紙が十分生産できないために、金融の面も我々が面倒を見たり、これを育てるのには並大抵の努力ではないのであります。ただ社会に新聞用紙によつてインフレを持出してはいけないというので、又我々新聞経営をしてゐる者も努力しまして、できるだけ安い価格で、大衆相手の仕事でありますから、十分心掛けて我々はこれに當つておるのであります。紙がこう窮屈になり、それから一月から、先ほどから申しました通り二十六、七年度は二十九円、三十円につつかけて上つて来ておるような情勢でありますので、若しこの輸入関税が引下げられないといふお考へがあるならば、一つ長期資金でもお世話をして、中小のいわゆる価格の値上げをしなればならぬといふことをお考へに入れたら頂きたいのであります。そういういたしましたら、他の物価がどうなつて行くかということも十分お考へがつかうと思つております。こういう事態でありますので、現在のままでは十二月まで行つても何がしかの手持用紙もない、又戦前から比較してしましても、これの三倍や四倍の輸入をされても内地のメーカーに必ず影響を及ぼすようなことはないといふことを考へて頂きたい。それから新聞に従事いたしております従事員は相当数が多いのであります。従事員だけでも五万六千人、これに販売いたし

ます従事員は約十萬、十五万人が従事いたして、この低物価、低物価と申します。インフレに持つて行かないように非常に努力をいたしておるという点も、十分一今の関税についてはこの問題についてお考へを願つておきたいと思つております。そういうような情勢で、今関税引下げをいたしましても、内地のメーカーには影響を及ぼさないといふことを一つお認めになるかどうか。それから若しも内地の中小メーカーに影響があるというようなお考へでありますならば、私はこれは通産当局の殊に繊維局の当局のお考へによつて、配慮によれば私は防げると思つております。現在は中小メーカーは三百五十から四百くらいしか出ない用紙の丸網を要したり、古い機械を調整したりして、資金面で非常に苦勞をして能率の悪いものでやつておるために、二十九円というような値段になつております。これは通産当局でも内地のメーカーに大きく影響をしますといふお考へがあるならば、一つ長期資金でもお世話をして、中小のいわゆる単位メーカーを保護する途があれば、まだ二円や三円はコストが下る。今日新しい機械もあり、七十四インチを入れましても七百や八百くらいのスピードが出るくらいのをどん／＼入れておるのでありますから、相当コストを下げ得られる方法はあるといふことを見ておるのであります。そういう点国内の新聞用紙からインフレを引つぱり出したりしないように、又メーカーを十分保護できるという方法は他にも幾らでもあると私は考へておるのであります。これに対する一つ繊維局長のお考へを伺つておきたいと思つております。

○政府委員(徳永久次君) 只今新聞紙の立場からいろいろなお話ございましたので、私も新聞紙の経営的な状況がどういふことに相成つておりますか、そういうようなことも実はよく存じないわけですが、ただ二、三の点を申し上げますと、新聞用紙の生産につきまして、先ほどもちよつと申し上げましたが、昨年の初め頃は月額四千万ポンド見当であつたのが、逐次増産いたしまして、最近では八千万近くになる、暮頃には八千万越すであろうというふうに見えておるわけでありませう。

新聞の建ページも増え、新聞紙の購読数が殖えて行くといふこと、これは日本の民主化のために非常に結構だと思ふのですが、製紙業界はその新聞界の要望に応へまして僅か一年半の間に倍近くの増産をいたしておるといふことも御考慮頂いてよろしいのではなからうかと考えるわけですが、それから更に新聞の用紙の価格の点でございまして、昨年の初めにおきましては、主力を占めております王子、北越、十条あたりの新聞用紙の価格は、ポンド当三十六円或いは三十五円四十銭見当でありましたのが、昨年の秋からその後逐次値下げをいたしまして、これは増産に伴う点もございまして、三十四といふことで今日に至つておるわけですが、まあ先般のストの関係もあり、若干の窮屈な状況を呈しておりました、輸入されるという問題も一応考慮されておりますが、輸入紙の値段というものが国内の供給価格に比べて非常に高い。而も非常に高いが、併し新聞の販売数、ページ数を減すのは好ましくないので、いか高くとも輸入する。非常に高いにかかわらず輸入しなければならぬと

いう事情が大きく出て参りますと、関税の問題とかいふことも大きな研究課題になるかと思ふのでありますが、輸入される価格というものが内地価格に比べて非常に高くない、若干高いといふ資料もございまして、又買ひようによりましては安くなるという資料もございまして、まあ概括して申し上げますと、大差ない。高いにしても僅かであるといふようなことから見ますと、すぐに関税の問題として考えるのはどうであらうかといふような感じが私からするわけでありませう。

それからこれだけの数字のものを輸入することが国内のメーカーに不安を与えるかどうか。関税を下げることに不安を与えるかどうかといふことについて、どう考えるかといふお尋ねの点でございまして、まあ私も新聞社とされましても国内で供給できるものならばそれを買ひたいといふお気持ちもございまして、輸入はそう好んでなさるわけでもないかと思ふわけでありまして、その点からそう大きなものを今後幾らでもお入れになるということでもなからうかと考えるわけでありませう、その点から客観的に見ますと、そう製紙業者としては心配しなくてもいいといふようなこともその面からは言えるかと思ひますが、ただ今回の国会におきまして、新聞用紙の輸入関税の引下ろしの問題が論議されてい

入る。かいつまんで言えばそういう事情だと思ふわけでありませう。それを批評する仕方によりませうれば、先ほどもちよつと申しましたように、輸入量といふものは無制限に輸入するわけでもないのだし、だからそう心配せんでもないのだといふような見方もできようかと思ひますけれども、当事者になりましますと、関税といふものはもう少し恒久的なものとして考えていいといふふうに観念しているものが、そのときそのときで、これも非常に大きな値段の狂いでもあるならば別であるけれども、そうでないときにちよつと前提条件が立たんじやないかといふ、そういう不安も一面から見ますと尤もだと思ひます。点があるのではないかと、いふふうにも考えられるわけでありませう。先ほど来申しますように、需給はそう案でもございせんけれども、まあどうにか間に合ひそうであるといふこと、それから輸入されるものの価格も、国産のものは逐次低下しておりますし、その価格に比べて輸入されるものは殆んど大差ないといふような状況のようでもありませうし、今回新聞協会からも関税を下げることを考えたらどうかといふふうなお話もございましてしたけれども、政府側としましては今回の場合には考えなかつた、こゝういふような事情でございまして、御承知のように昨年、一昨年までは輸入されるものが国内のものより高くございまして、更に輸入ものがべらぼうに高いといふこともございまして、なお需給の関係からどうしても輸入しなければならぬといふ事情もありましたので、新聞紙の公共に鑑みまして、余り

御迷惑をかけることがないようにいふようなことで、一時関税の適用を除外するような措置がとられたのでありますが、そのときと今日の事情とは相当事情を異にするといふふうに考へてゐるわけでありませう。

○前田久吉君 逐次値段が下りつたといふお話でありましたが、どういふ点から逐次下りつたといふ根拠がありますか。一つ出して頂きたいといふことと、二十六年の上半期に三十六円の紙が三十四円になつていふことを昨日閣議部長からお話がありました、二十六年の上半期は日本の全産業をひつくるめまして利益率は、二百七十でありませう。こんな産業といふものは一つもないです。五十から六十、多くて綿糸紡績あたりでも百十五、新聞の紙は二百七十の利益であつた。こゝして二十六年の下半期で百八十四ですね。二十七年の上半期も紙はまだ王座を占めて百十七でありませう。現在一月から先ほど私が話したように二十六、七円の紙が二十九円に上りつたといふことはそれは否定なさいますか。お認めになりますか。

それから紙が下るといふことは、原木が下らないと私は紙は下らないと思ふのであります。これから先の日本のあかまつ、えそまつ、新聞用紙にする木材は下るといふお見込みでおつしやるのかどうか、それを一つお伺ひしたいのです。

○政府委員(徳永久次君) 先ほど私値段で引用いたしましたのは申上げた通りであります、新聞用紙の供給の主力を占めております王子、北越、十条につきましての価格の経過を申し上げます

大体三十万円以下の契約というものは

○政府委員(渡辺喜久造君) 契約金額三十万円という数字は実は今手許にございませんが、三十万円よりもっと小さい数字でございますが、二十四万

田以下の契約の数字が九六％くらいを占めておるのではないかと、かように考えております。

○森下政一君　そうすると、大体三十万円以下というものが殆んど九割くらいと承して間違いないのでしよう。

か。

○政府委員(渡辺喜久造君) 従いまし
て、少くとも三十万円以下というものが
九割五分以下であるということとは申
上げていいと思つております。

○森下政一君 この前所得税の審議を始めたときに、土田委員から基礎控除というのは何ですかという質問があつて、いろいろの答弁があつたけれども、どうもはつきりしない。これは私はもう第一国会以来当時の平田局長と

いろいろ論争したのですが、それがつかめていないから、相統税の場合の基礎控除というのは何ですか一向わかりにくいのですが、相統税の基礎控除というのは今度は五十万円ということに

なるというのですが、これは一体何ですか、その観念がわからないのです。所得税の場合と関連して基礎控除というのの一体何ですか、どうもわからないのです。例えば所得税の場合に、六万円にもせよ、これがいろいろ生活様式に

よつて段階があるだろうけれども、一応最低の生活費と見ておるのだというならこれはわかる。この相続税の場合にはわがらないのです。それだから減税

減税と言われるけれども、考えようによつては大蔵省で税法を弄んでいるという感じがするのです。五十万円が六十万円でもない、四十万円でもない、こゝろでよかるうじやないかといううなことで、一体これは何ですか、こゝろお尋ねしたいのですが、これはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 基礎控除の概念でございますが、相続税につきまして、結局相続が開始した場合に相続税を課する。その場合にあらゆる相続税が開始したら常に相続税を課するといふことは、これは適当でない。従いまして少くともその相続財産、今度の相続税の建前といたしますと、結局相続財産を受けた人ですね、受けた人に課税するわけですが、その相続財産の受益者の中で、やはり一定の金額以上の受益があつた人に課税すべきでないか、こゝろの概念が出て来るわけでありまして、それではその限度を一体どこに置くべきか、これはいろいろ考えた方があり得ると思ひます。所得税の場合においては最低生活費といふものが一応の基準にはなると思ひますが、併し最低生活費そのものであるべきかどうかといふことについても又いろいろ議論がある。同じように相続税の場合におきまして、それじやどの程度の人は相続税の課税外に置くべきか。結局その金額をいましては、その時におけるやほり国民経済の状態、或いは一つは財政の需要の状態、こゝろのから規制されるべきものじやないかと思つておりますが、今度の場合におきまして大体五十万円という見当を付けましたのは、一応農家などにおきまして或る程度標準的な田畑をお

持ちになつてゐる。それから家屋につきましても或る程度の家屋をお持ちになつてゐるというかたについて相続があつた場合に、大体これも何人かに分置相続されるのが現在の民法では普通でございますが、一人で以てそれを相続した、こゝろの場合におきまして、その場合の財産価格といつたような考え方からしまして計算して参りますと、五十万円では最近多少田畑の値段の値上りなどもありまして、全然かからんといふわけには参りませんけれども、かかつて大したことはあるまい。まあ大体かかるまいといつたような金額の目安において一応五十万円といふ数字をきめたというのが我々の考え方でございます。

○森下政一君 そんなら、どうも或る一定の限度の者は控除して、受益が或る一定の限度をオーバーしたときに課税するといふことなんでしょうが、基礎控除なんといふものはやめてしまつて、相続財産に対しては相続の場合でも遺贈でも全部かかる税率をうんと下げたら同じことじやないですか、税率をうんと下げてしまつたら。

○政府委員(渡辺喜久造君) 税収が上がるという点では、同じ程度の税収を上げるということは、これは私はその基礎控除をやめてしまつて税率を下げる、下げ方にもよりますが、一応のそういう税のあり方といひますが、形を作ることはこれは可能であると思ひます。併しその場合に考えられなければならぬことは相続の性格如何、これはいろいろ今森下先生に相続税の性格を申上げるのも如何かと思ひますが、或いはこれが相続といふ機会においていろ／＼一応受益があつた。これが或

る意味においては不勞所得的な性格もあるだろうという意味で相続税の根拠付けをしてゐる学者もありませんし、或いは又いろ／＼學説があるわけでございますが、やはり相当の大きな相続財産である場合におきましては、その税率は累進率的に高く上げなくちやならんではないか、同時にその額が小さければこれは課税外に置くべきじやないか、こゝろのうのが相続税に対する一般的な概念だと思ひます。同時にそうした一応財政学の上で考えられてゐる考え方と、もう一つは実務的な問題も一つ考えてみなければならぬと思ひますが、あらゆる相続について全部課税して行くといふことになりますれば、これは相続といふのは日々相当件数が起きているわけでありまして、多かれ少かれそれがあるわけでございます。従いましてそうした場合におきまして、納税者の申告納税、或いは税務署の調査といつたようなことを考えてみますと、余りに税率が低い、そうした小さな額にまで相続税を課して行くといふことになりますれば、徴税費の上から申しまして徒らに高い徴税費がかかるわけでありまして、そういう点もやはり考えてみなければならぬ。こゝろいつたような財政学のはうも一応考えております。理論の問題とそれから税務を實際執行して参りました場合の手續、徴税費といふような問題と、そういうような両方から考え合せて、やはり一定限度以下の人には相続税は課税すべきじやない、同時にそれ以上の人に対しては相当の累進税率で課税すべきである、こゝろいふふう

に或る一定の限度以下の相続に対しては課税すべきじやない、仮にこの説をとるといたしますと、そのときに五十万円を百万円にしたら一体どういふ不都合が起きますか。今日改正するとき現行三十万円という額は百万円までにしよう。仮に五十万円をその倍額の百万円にするといふことにされるとどういふ不都合が起きますか。理窟の上でどういふ不都合があるか。或いは財政需要から考えて、これは五十万円のやつを百万円まで基礎控除をやつたらそれでは税収が減つて来るといううなことになるのですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 相続税におきましては、税収といふ問題も一つございまして、所得税などと違ひまして、すぐに何十億とか何百億とかいふような問題であるとは思つておりません。併しながらおのずからやはり所得税における一応の課税最低限、或いは相続税の課税を受ける場合、それから相続税の課税といふものについては一応何かしらやはり関連は、觀念的にはありましようが、やはり考えて行くべきじやないかといふことには考えております。そういううな見地からいたしまして、まあ百万円にしたらどうかといふと、結局やはり觀念的には大体この程度の相続の場合には課税にならんとするところには何かしら一つのよりどころを求めろのが一番具體的にわかりやすいのじやないかといふような意味におきまして、実は先ほど申しましたように、通常の農家で一人の相続があつた場合におきまして、大体課税最低限、基礎控除であらば相続税は納付しなくて済むと、こゝろいふところの見当をつけてみますと、五十万円見当に

なるのじやないか。決して我々税制を弄んでいるつもりはございせんのですが、そう一時に一足飛びにこゝろりたいと希望する姿に持つて行くのもなかなか財政の面から申しましても許されなと思ひますので、今回の改正におきましては、大体今申しましたような基準の下に五十万円と金額をきめた次第でございます。

○森下政一君 こゝろいふことは算術的にきちつと出るとは私も思ひませんが、何かしらこゝろちよつとよりどころを作つた、今あなたのおつしやる何かじらといふことですね。そういう実に空漠たるものであつて、理窟の上においてこゝろあるべきとか何とかがいふことは何もないと解釈していいんですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 算術的にびちつと何十何万何千円といふくらゐの数字に先ず出まして、そして余り端数があるのはおかしいからびちつと丸くしたといつたようなよりどころといふものがちよつとなか／＼求めにくいのじやないかといふふうに思ひます。財政が許せばもつと高い基礎控除を作るといふことも一面では考えられますし、結局やはり現在における国民生活の状況、或いは国民経済の状況といふものは片方の軸に置き、片方におきましては財政的な必要からどれくらい税として徴収しなければならぬかといふ点を片方の軸に置きまして、兩者の見合ひの上に大体どれくらいを考へて行くべきだらうか。同時に又過去におきまして三十万円という数字がまあありますので、この数字がよかれ悪しかれ過去数年間やつて来ておりますので、この数字も一応頭に置きまして、そ

とび離れた水準を一遍に作るという、ほかのほうの税もそういうような建前になつて、減税できるようなことであらばこれは勿論それで結構でございますが、必ずしもそうでない。現状におきましてはやはり三十万円という点も一応頭に置きまして、まあ五十万円くらいがこの際としては適當ではないだらうかと、かような結論を出したわけでありまして、森下先生言われますように、何かびちつとした基準がありますと、我々も説明もしやすいし結論も得やすいのですが、事柄の性質からいたしまして、ちよつとそういうふうには行かんものではないだらうと考へております。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

別に御発言もないようでありまして、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。相統税法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決

すべきものと決定いたしました。なお諸般の手續は慣例により委員長に御一任願いたいと思ひます。それでは多数意見者の御署名をお願いします。

多数意見者署名

森下 政一 小林 政夫
土田 国太郎 三木 與吉郎
前田 久吉 岡崎 眞一
藤野 繁雄 西川 甚五郎
山本 米治

○委員長(大矢半次郎君) 本日はこれを以て散会いたします。

午後六時二分散会

七月二十三日本委員会に左の事件を付託された

一、有価証券取引税法案(予備審査のための付託は六月十六日)

一、相統税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月二十日)

一、資産再評価法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月二十六日)

一、塩業組合法案(予備審査のための付託は六月十三日)

一、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案(予備審査のための付託は六月二十二日)

七月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案

国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案

国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行又は日本輸出入銀行が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律案

日本開発銀行又は日本輸出入銀行が、国際復興開発銀行からの外貨資金の借入契約に基づき、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第三條第一項の規定により発行した債券につき、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の施行地に住所及び一年以上居所を有しない個人又は同法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人が支払を受ける利子については、政令で定めるところにより、所得税を免除する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年九月十八日印刷

昭和二十八年九月十九日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局